

旧	新
<p><b>第1部 総 則</b>  <b>第1章 計画の目的・方針</b>  <b>第1節 三重県の地震・津波対策の考え方</b>                      第1項 本県のおかれている状況                      未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災の発生から <b>11</b>年が経過しました。今もなお、<u>復興の見通しが立たない地域は多く、多くの人々が生活再建に向けて懸命の努力を続けておられます。</u>  <u>この東日本大震災以上の地震や津波が明日襲ってくるかもしれない。これが三重県が直面している現実です。</u>                      歴史資料で地震の発生が明らかになっている684年以降の過去約1400年間を見ると、駿河湾から九州沖にまで達する南海トラフを震源とした大規模地震が約100～200年の間隔で発生しており、その中でも、これまでに本県に大きな被害をもたらしてきた地震は、おおむね100～150年周期で発生していることが記録に残されています。近年では、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）がこれに当たりますが、昭和東南海地震及び昭和南海地震が発生してから <b>70年余り</b>が経過しており、南海トラフにおける大規模地震発生の可能性は、確実に高まってきていると言えます。</p>	<p><b>第1部 総 則</b>  <b>第1章 計画の目的・方針</b>  <b>第1節 三重県の地震・津波対策の考え方</b>                      第1項 本県のおかれている状況                      未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災の発生から <b>13</b>年が経過しました。<u>被災地では今もなお、復興に向けた取組が継続されており、避難生活を余儀なくされている方も多く見えます。</u>  <u>また、令和6年1月1日には能登半島地震が発生し、石川県を中心に甚大な被害がもたらされています。</u>                      東日本大震災や能登半島地震以上の地震や津波が明日襲ってくるかもしれない。これが三重県が直面している現実です。                      歴史資料で地震の発生が明らかになっている684年以降の過去約1400年間を見ると、駿河湾から日向灘沖にまで達する南海トラフを震源とした大規模地震が約100～200年の間隔で発生しており、その中でも、これまでに本県に大きな被害をもたらしてきた地震は、おおむね100～150年周期で発生していることが記録に残されています。近年では、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）がこれに当たりますが、昭和東南海地震及び昭和南海地震が発生してから <b>80年</b>が経過しようとしており、南海トラフにおける大規模地震発生の可能性は、確実に高まってきていると言えます。</p>
<p><b>第1部 総 則</b>  <b>第3章 三重県の特質及び既往の地震・津波災害</b>  <b>第1節 三重県の特質</b>                      第2項 防災をめぐる社会的条件                      3 グローバル化の進展                      国境を越えた社会経済活動が拡大するとともに在日・訪日外国人が増加しているが、特に三重県の外国人住民数は約 <b>55,000</b>人にのぼり、観光目的で三重県を訪れる外国人観光客とともに、災害発生時の外国人に対する防災対策が重要な課題となっている。</p>	<p><b>第1部 総 則</b>  <b>第3章 三重県の特質及び既往の地震・津波災害</b>  <b>第1節 三重県の特質</b>                      第2項 防災をめぐる社会的条件                      3 グローバル化の進展                      国境を越えた社会経済活動が拡大するとともに在日・訪日外国人が増加しているが、特に三重県の外国人住民数は約 <b>62,000</b>人にのぼり、観光目的で三重県を訪れる外国人観光客とともに、災害発生時の外国人に対する防災対策が重要な課題となっている。</p>
<p><b>第1部 総 則</b>  <b>第4章 被害想定等</b>  <b>第3節 地震・津波に関する調査研究の推進</b>                      第2項 国による南海トラフ地震の調査観測体制                      5 電子基準点による地殻変動状況の監視体制</p> <p style="text-align: center;">南海トラフ沿いの水平地殻変動【固定局：三隅】 【最近1年間】</p>	<p><b>第1部 総 則</b>  <b>第4章 被害想定等</b>  <b>第3節 地震・津波に関する調査研究の推進</b>                      第2項 国による南海トラフ地震の調査観測体制                      5 電子基準点による地殻変動状況の監視体制</p> <p style="text-align: center;">南海トラフ沿いの水平地殻変動【固定局：三隅】 【最近1年間】</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p><b>第2部 災害予防・減災対策</b>  <b>第1章 自助・共助を育む対策の推進</b>  <b>第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1）</b>            第3項 対策  <b>■県が実施する対策</b>            1 県民を対象とした対策            (1) 地震・津波に関する情報の提供(防災対策部、<b>政策企画部</b>)            &lt;中略&gt;  <b>■市町が実施する対策</b>            2 住民を対象とした対策            (1)地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施            住民の自助の取組や共助への参画を促進するため、県の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。            ① 住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや地震発生時の行動マニュアルの配布            ② 市町の災害特性に応じた防災訓練の実施            ③ 防災講演会（研修会）等の実施            ④ 市町広報等による定期的な啓発による危機意識の醸成            ⑤ 南海トラフ地震臨時情報や警戒宣言等が発せられた際取るべき対応に関する知識等の普及・啓発              &lt;津波対策について&gt;            ⑤ 県の津波浸水予測図等を活用した津波避難に関するハザードマップの配布            ⑥ 「My まっぷラン」の作成に向けた普及・啓発            ⑦ 市町の災害特性に応じた津波避難訓練の実施            &lt;中略&gt;  <b>【担当課】</b>            ・地域防災推進課、広聴広報課、ダイバーシティ社会推進課、警備第二課  <b>【監修部隊】</b>            ・総括部隊（総括隊・<b>総務広報隊</b>）</p>	<p><b>第2部 災害予防・減災対策</b>  <b>第1章 自助・共助を育む対策の推進</b>  <b>第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1）</b>            第3項 対策  <b>■県が実施する対策</b>            1 県民を対象とした対策            (1) 地震・津波に関する情報の提供(防災対策部、<b>総務部</b>)            &lt;中略&gt;  <b>■市町が実施する対策</b>            2 住民を対象とした対策            (1)地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施            住民の自助の取組や共助への参画を促進するため、県の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。            ① 住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや地震発生時の行動マニュアルの配布            ② 市町の災害特性に応じた防災訓練の実施            ③ 防災講演会（研修会）等の実施            ④ 市町広報等による定期的な啓発による危機意識の醸成            ⑤ 南海トラフ地震臨時情報や警戒宣言等が発せられた際取るべき対応に関する知識等の普及・啓発              &lt;津波対策について&gt;            ⑥ 県の津波浸水予測図等を活用した津波避難に関するハザードマップの配布            ⑦ 「My まっぷラン」の作成に向けた普及・啓発            ⑧ 市町の災害特性に応じた津波避難訓練の実施            &lt;中略&gt;  <b>【担当課】</b>            ・地域防災推進課、広聴広報課、ダイバーシティ社会推進課、警備第二課  <b>【監修部隊】</b>            ・総括部隊（総括隊・<b>広報隊</b>）</p>
<p><b>第2部 災害予防・減災対策</b>  <b>第1章 自助・共助を育む対策の推進</b>  <b>第2節 防災人材の育成・活用（予防2）</b>            第3項 対策  <b>■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策</b>            2 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等の対策            (1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成            「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。            ① 災害ボランティアセンター運営<b>リーダー</b>の育成研修の実施            ② <b>災害ボランティアコーディネーターの育成</b>研修等の実施            &lt;中略&gt;  <b>【担当課】</b>            ・地域防災推進課、地域福祉課、ダイバーシティ社会推進課  <b>【監修部隊】</b>            ・総括部隊（総括隊）</p>	<p><b>第2部 災害予防・減災対策</b>  <b>第1章 自助・共助を育む対策の推進</b>  <b>第2節 防災人材の育成・活用（予防2）</b>            第3項 対策  <b>■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策</b>            2 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等の対策            (1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成            「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。            ① 災害ボランティアセンター運営<b>に関わる人材</b>の育成研修の実施            ② <b>多様な支援主体をつなぐ</b>研修等の実施、<b>交流の場の提供</b>            &lt;中略&gt;  <b>【担当課】</b>            ・<b>災害対策推進課</b>、地域防災推進課、地域福祉課、ダイバーシティ社会推進課  <b>【監修部隊】</b>            ・総括部隊（総括隊）</p>

旧		新																																							
<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第2節 防災人材の育成・活用（予防2） 第3項 対策 ■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策 2 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等の対策 (1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。 ① 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施 ② <u>災害ボランティアコーディネーターの育成</u>研修等の実施 &lt;中略&gt; 【担当課】 ・地域防災推進課、地域福祉課、ダイバーシティ社会推進課</p>		<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第2節 防災人材の育成・活用（予防2） 第3項 対策 ■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策 2 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等の対策 (1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。 ① 災害ボランティアセンター運営に<u>関わる人材</u>の育成研修の実施 ② <u>多様な支援主体をつなぐ</u>研修等の実施、<u>交流の場の提供</u> &lt;中略&gt; 【担当課】 ・<u>災害対策推進課</u>、地域防災推進課、地域福祉課、ダイバーシティ社会推進課</p>																																							
<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進（予防4） 第2項 対策項目 【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象</th> <th>対 策（活 動）項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">県</td> <td>「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等</td> <td>(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援</td> </tr> <tr> <td>NPO・ボランティア等</td> <td>(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) <u>多様な分野の</u>NPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進</td> </tr> <tr> <td>市町等の災害ボランティア担当機関</td> <td>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築</td> </tr> <tr> <td>県民・企業</td> <td>(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町</td> <td>市町等の災害ボランティア担当機関</td> <td>(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 災害ボランティア人材の育成等</td> </tr> <tr> <td>防災活動に取り組むNPOボランティア等</td> <td>(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援</td> </tr> <tr> <td>住民・企業</td> <td>(1) 災害ボランティア等への参画促進</td> </tr> </tbody> </table>		実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目	県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) <u>多様な分野の</u> NPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進	市町	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 災害ボランティア人材の育成等	防災活動に取り組むNPOボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援	住民・企業	(1) 災害ボランティア等への参画促進	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進（予防4） 第2項 対策項目 【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象</th> <th>対 策（活 動）項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">県</td> <td>「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等</td> <td>(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援</td> </tr> <tr> <td>NPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体</td> <td>(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア<u>団体をはじめとした多様な支援主体</u>への活動支援 (2) NPO・ボランティア<u>団体をはじめとした多様な支援主体</u>が専門性を災害時にも活かすための検討促進</td> </tr> <tr> <td>市町等の災害ボランティア担当機関</td> <td>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築</td> </tr> <tr> <td>県民・企業</td> <td>(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町</td> <td>市町等の災害ボランティア担当機関</td> <td>(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 災害ボランティア人材の育成等</td> </tr> <tr> <td>防災活動に取り組むNPOボランティア団体をはじめとした多様な支援主体</td> <td>(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア<u>団体をはじめとした多様な支援主体</u>への活動支援</td> </tr> <tr> <td>住民・企業</td> <td>(1) 災害ボランティア等への参画促進</td> </tr> </tbody> </table>		実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目	県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援	NPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア <u>団体をはじめとした多様な支援主体</u> への活動支援 (2) NPO・ボランティア <u>団体をはじめとした多様な支援主体</u> が専門性を災害時にも活かすための検討促進	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進	市町	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 災害ボランティア人材の育成等	防災活動に取り組むNPOボランティア団体をはじめとした多様な支援主体	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア <u>団体をはじめとした多様な支援主体</u> への活動支援	住民・企業	(1) 災害ボランティア等への参画促進
実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目																																							
県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援																																							
	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) <u>多様な分野の</u> NPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進																																							
	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築																																							
	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進																																							
市町	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 災害ボランティア人材の育成等																																							
	防災活動に取り組むNPOボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援																																							
	住民・企業	(1) 災害ボランティア等への参画促進																																							
実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目																																							
県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援																																							
	NPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア <u>団体をはじめとした多様な支援主体</u> への活動支援 (2) NPO・ボランティア <u>団体をはじめとした多様な支援主体</u> が専門性を災害時にも活かすための検討促進																																							
	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築																																							
	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進																																							
市町	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 災害ボランティア人材の育成等																																							
	防災活動に取り組むNPOボランティア団体をはじめとした多様な支援主体	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア <u>団体をはじめとした多様な支援主体</u> への活動支援																																							
	住民・企業	(1) 災害ボランティア等への参画促進																																							

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(2) <b>現地</b>協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築                      広域で活動する多様な支援主体が情報共有や連携・協働するための「<b>県域</b>協働プラットフォーム」を設置・運営するための分野や県域を越えた協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>2 NPO・ボランティア<b>等</b>を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア<b>等</b>への活動支援                      災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。</p> <p>(2) <b>多様な分野</b>のNPO・ボランティア<b>等</b>による災害時に専門性を活かした活動の促進                      平常時に多様な活動を展開しているNPO・ボランティア<b>等</b>に対し、情報提供や研修会の実施等により、災害時にもその専門性を活かしたボランティア活動が積極的に行える様に働きかける。</p> <p>3 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援                      市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンターの運営に関する人材の育成を図る。</p> <p>(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築                      情報共有や連携・協働するための「<b>地域</b>協働プラットフォーム」を設置・運営できるようにするため、地元内外で活動する多様な支援主体を対象とした研修会や訓練等の交流の場を提供する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>2 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等を対象とした対策</p> <p>(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア<b>等</b>への活動支援                      災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア<b>等</b>の活動を支援する。</p>	<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(2) <b>県域</b>協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築                      広域で活動する多様な支援主体が情報共有や連携・協働するための「<b>県域</b>協働プラットフォーム」を設置・運営するための分野や県域を越えた協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>2 NPO・ボランティア<b>団体をはじめとした多様な支援主体</b>を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア<b>団体をはじめとした多様な支援主体</b>への活動支援                      災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア<b>団体をはじめとした多様な支援主体</b>の活動を支援する。</p> <p>(2) NPO・ボランティア<b>団体をはじめとした多様な支援主体</b>による災害時に専門性を活かした活動の促進                      平常時に多様な活動を展開しているNPO・ボランティア<b>団体をはじめとした多様な支援主体</b>に対し、情報提供や研修会の実施等により、災害時にもその専門性を活かしたボランティア活動が積極的に行える様に働きかける。</p> <p>3 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援                      市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンターの運営に関する人材の育成を図る。</p> <p>(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築                      情報共有や連携・協働するための「<b>現地</b>協働プラットフォーム」を設置・運営できるようにするため、地元内外で活動する多様な支援主体を対象とした研修会や訓練等の交流の場を提供する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>2 防災活動に取り組むNPO・ボランティア<b>団体をはじめとした多様な支援主体</b>を対象とした対策</p> <p>(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア<b>団体をはじめとした多様な支援主体</b>への活動支援                      災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア<b>団体をはじめとした多様な支援主体</b>の活動を支援する。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第2部 災害予防・減災対策                      第2章 安全な避難空間の確保                      第1節 避難対策等の推進（予防7）                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      1 県における対策及び市町を対象とした対策                      (3) 避難所運営及び避難者支援対策(防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部)                      「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を活用した、各市町の指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定を促す。                      また、男女共同参画の視点や要配慮者に配慮した避難所運営体制の構築の支援を行う。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(5) 観光客、帰宅困難者等対策（防災対策部、雇用経済部）                      平常時から情報共有する場を設けるなど、観光関連団体等との連携を密にして啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として、旅館・ホテルや飲食店等の施設等を飲料水や道路情報等の提供場所、一時休憩場所又は一時避難所として利用できるよう関係事業者、団体等との連携を図る。（推進計画）</p> <p>(6) ペット対策                      県は、市町、(公社)三重県獣医師会等の関係団体等と連携し、飼い主責任を基本とした同行避難を想定した危機管理体制を整備する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【担当課】                      ・地域防災推進課、地域福祉課、長寿介護課、障がい福祉課、食品安全課、健康推進課、ダイバーシティ社会推進課、観光総務課</p> <p>【監修部隊】                      ・総括部隊（総括隊）                      ・被災者支援部隊（被災者支援隊）</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策                      第2章 安全な避難空間の確保                      第1節 避難対策等の推進（予防7）                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      1 県における対策及び市町を対象とした対策                      (3) 避難所運営及び避難者支援対策(防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部)                      「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を活用した、各市町の指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定を促す。                      また、男女共同参画や性の多様性の視点、要配慮者に配慮した避難所運営体制の構築の支援を行う。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(5) 観光客、帰宅困難者等対策（防災対策部、観光部）                      平常時から情報共有する場を設けるなど、観光関連団体等との連携を密にして啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として、旅館・ホテルや飲食店等の施設等を飲料水や道路情報等の提供場所、一時休憩場所又は一時避難所として利用できるよう関係事業者、団体等との連携を図る。（推進計画）</p> <p>(6) ペット対策（医療保健部）                      県は、市町、(公社)三重県獣医師会等の関係団体等と連携し、飼い主責任を基本とした同行避難を想定した危機管理体制を整備する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【担当課】                      ・地域防災推進課、地域福祉課、長寿介護課、障がい福祉課、食品安全課、健康推進課、ダイバーシティ社会推進課、観光戦略課</p> <p>【監修部隊】                      ・総括部隊（総括隊）                      ・被災者支援部隊（被災者支援隊）</p>

旧	新																												
<p><b>第2部 災害予防・減災対策</b>  <b>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進</b>  <b>第1節 建築物等の防災対策の推進（予防8）</b>                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      1 建築物の耐震化の促進                      (2) 一般建築物（県土整備部）                      防災上重要な建築物（病院、社会福祉施設、学校、劇場等）や、防災上重要な道路沿道にあって倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物については、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の制度などを活用して指導する。                      特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた建築物の耐震化を促進する。                      また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることで人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>目標（R7年度末）</th> <th>現状（R3.3現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県建築物耐震改修促進計画（第二次計画）における県内の住宅の耐震化率</td> <td>89.0%</td> <td>86.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）                      (1) 被災建築物応急危険度判定士の養成                      余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。                      また、市町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う応急危険度判定コーディネーターの養成を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>現状（R4.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定士</td> <td>1,766人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 被災宅地危険度判定士の養成                      余震による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。                      また、関係団体と協議のうえ市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>現状（R4.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災宅地危険度判定士</td> <td>1,209人</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	目標（R7年度末）	現状（R3.3現在）	三重県建築物耐震改修促進計画（第二次計画）における県内の住宅の耐震化率	89.0%	86.1%	項 目	現状（R4.3末現在）	被災建築物応急危険度判定士	1,766人	項 目	現状（R4.3末現在）	被災宅地危険度判定士	1,209人	<p><b>第2部 災害予防・減災対策</b>  <b>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進</b>  <b>第1節 建築物等の防災対策の推進（予防8）</b>                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      1 建築物の耐震化の促進                      (2) 一般建築物（県土整備部）                      防災上重要な建築物（病院、社会福祉施設、学校、劇場等）や、防災上重要な道路沿道にあって倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物については、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の制度などを活用して指導する。                      特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた建築物の耐震化を促進する。                      また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることで人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>目標（R7年度末）※</th> <th>現状（R5.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内の住宅の耐震化率</td> <td>89.0%</td> <td>87.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※三重県建築物耐震改修促進計画（第二次計画）の目標値</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）                      (1) 被災建築物応急危険度判定士の養成                      余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。                      また、市町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う応急危険度判定コーディネーターの養成を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>現状（R5.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定士</td> <td>1,724人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 被災宅地危険度判定士の養成                      余震による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。                      また、関係団体と協議のうえ市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>現状（R5.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災宅地危険度判定士</td> <td>1,269人</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	目標（R7年度末）※	現状（R5.3末現在）	県内の住宅の耐震化率	89.0%	87.2%	項 目	現状（R5.3末現在）	被災建築物応急危険度判定士	1,724人	項 目	現状（R5.3末現在）	被災宅地危険度判定士	1,269人
項 目	目標（R7年度末）	現状（R3.3現在）																											
三重県建築物耐震改修促進計画（第二次計画）における県内の住宅の耐震化率	89.0%	86.1%																											
項 目	現状（R4.3末現在）																												
被災建築物応急危険度判定士	1,766人																												
項 目	現状（R4.3末現在）																												
被災宅地危険度判定士	1,209人																												
項 目	目標（R7年度末）※	現状（R5.3末現在）																											
県内の住宅の耐震化率	89.0%	87.2%																											
項 目	現状（R5.3末現在）																												
被災建築物応急危険度判定士	1,724人																												
項 目	現状（R5.3末現在）																												
被災宅地危険度判定士	1,269人																												

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新																								
<p>第2部 災害予防・減災対策 第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第4節 地盤災害防止対策の推進（予防11） 第2項 対策項目 【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象</th> <th>対 策（活 動）項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td>(1) 土砂災害の防止 (2) 宅地災害の防止 (3) 液状化対策 (4) 要配慮者関連施設の土砂災害対策 (5) ため池改修事業</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td></td> <td>(1) 土砂災害対策 (2) ため池改修事業 (3) 液状化対策</td> </tr> <tr> <td>その他の防災関係機関</td> <td></td> <td>(1) 崩壊危険地域の災害防止</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 6 ため池改修事業 県内のため池は、農業用水の貴重な水源として重要な役割を果たしているが、多くは江戸時代以前に築造されたもので、堤体及び洪水吐き等の老朽化が著しく、地震や集中豪雨による決壊の危険性があるため、耐震及び老朽化対策の改修工事を実施する。</p>	実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目	県		(1) 土砂災害の防止 (2) 宅地災害の防止 (3) 液状化対策 (4) 要配慮者関連施設の土砂災害対策 (5) ため池改修事業	市町		(1) 土砂災害対策 (2) ため池改修事業 (3) 液状化対策	その他の防災関係機関		(1) 崩壊危険地域の災害防止	<p>第2部 災害予防・減災対策 第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第4節 地盤災害防止対策の推進（予防11） 第2項 対策項目 【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象</th> <th>対 策（活 動）項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td>(1) 土砂災害の防止 (2) 宅地災害の防止 (3) 液状化対策 (4) 要配慮者関連施設の土砂災害対策 (5) 緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知 (6) ため池改修事業</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td></td> <td>(1) 土砂災害対策 (2) ため池改修事業 (3) 液状化対策</td> </tr> <tr> <td>その他の防災関係機関</td> <td></td> <td>(2) 崩壊危険地域の災害防止</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 6 ため池改修事業（<u>農林水産部</u>） 県内のため池は、農業用水の貴重な水源として重要な役割を果たしているが、多くは江戸時代以前に築造されたもので、堤体及び洪水吐き等の老朽化が著しく、地震や集中豪雨による決壊の危険性があるため、耐震及び老朽化対策の改修工事を実施する。</p>	実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目	県		(1) 土砂災害の防止 (2) 宅地災害の防止 (3) 液状化対策 (4) 要配慮者関連施設の土砂災害対策 (5) 緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知 (6) ため池改修事業	市町		(1) 土砂災害対策 (2) ため池改修事業 (3) 液状化対策	その他の防災関係機関		(2) 崩壊危険地域の災害防止
実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目																							
県		(1) 土砂災害の防止 (2) 宅地災害の防止 (3) 液状化対策 (4) 要配慮者関連施設の土砂災害対策 (5) ため池改修事業																							
市町		(1) 土砂災害対策 (2) ため池改修事業 (3) 液状化対策																							
その他の防災関係機関		(1) 崩壊危険地域の災害防止																							
実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目																							
県		(1) 土砂災害の防止 (2) 宅地災害の防止 (3) 液状化対策 (4) 要配慮者関連施設の土砂災害対策 (5) 緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知 (6) ため池改修事業																							
市町		(1) 土砂災害対策 (2) ため池改修事業 (3) 液状化対策																							
その他の防災関係機関		(2) 崩壊危険地域の災害防止																							
<p>第2部 災害予防・減災対策 第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第4節 地盤災害防止対策の推進（予防11）</p> <p>【担当課】 ・災害対策推進課、水産基盤整備課、道路企画課、道路建設課、道路管理課、港湾・海岸課、建築開発課、施設災害対策課、警備第二課</p> <p>【監修部隊】 ・総括部隊（総括隊） ・社会基盤対策部隊（施設整備隊）</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第4節 地盤災害防止対策の推進（予防11）</p> <p>【担当課】 ・<u>消防・保安課</u>、災害対策推進課、<u>災害即応・連携課</u>、水産基盤整備課、道路企画課、道路建設課、道路管理課、港湾・海岸課、建築開発課、施設災害対策課、警備第二課</p> <p>【監修部隊】 ・総括部隊（総括隊） ・社会基盤対策部隊（施設整備隊）</p>																								

旧	新
<p><b>第2部 災害予防・減災対策</b>  <b>第5章 防災体制の整備・強化</b>  <b>第1節 災害対策機能の整備及び確保（予防13）</b>  第3項 対策  ■県が実施する対策  1 県災対本部に関する対策  (1) 県災対本部機能等の整備・充実  ア 県災対本部機能の強化（防災対策部）  県災対本部への災害特性に応じた防災関係機関等の参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、災害対応工程管理システム（BOSS）を用いた研修による活動内容の周知や訓練による検証を通じて、継続的な見直しを行うことにより、体制の定着を図る。  イ 県災対本部職員用物資の備蓄（防災対策部）  大規模な震災時には、県災対本部職員の食料や飲料水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、県災対本部の活動を維持するため、県災対本部職員用物資の備蓄を図る。（推進計画）  ウ 災害対策活動用物資・資機材の備蓄（各部）  応急対策や復旧対策の災害対策活動に必要な物資・資機材の備蓄を推進するとともに、市町の保有状況の把握に努める。（推進計画）  エ 本庁舎施設及び設備の整備（防災対策部、総務部）  大規模地震時には、停電・断水が想定されることから、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、自家発電施設の燃料の確保対策など必要な検討を進める。（推進計画）  オ 広域防災拠点の機能強化（防災対策部）  各地域における応急対策活動を展開する拠点施設として、県内の5地域6箇所に整備した広域防災拠点について、拠点間及び市町が整備する地域防災拠点施設や民間施設等とのネットワーク化を図るとともに、県内外からの広域応援・受援活動に対応するため、さらなる機能強化を検討する。  カ 災害時の報道対応の充実（政策企画部・防災対策部）  応急対策時の災害対応を適切に進めながら、県民への情報の伝達を迅速・的確に行うため、県災対本部に隣接した場所に報道用スペースを確保するなど、円滑に報道対応を進めるための仕組みを検討する。  キ <u>常設の活動スペースの確保（防災対策部）</u>  <u>発災後に迅速で適切な応急対策活動を展開できるよう常設の活動スペースの確保に向けた検討を行う。</u>  ク 災害対策業務へのICT活用の検討（防災対策部）  災害現場で活用可能なICTについて、県と市町とで意見交換等を行う場を設け、災害対策業務へのICT活用について検討を行う。</p> <p>&lt;中略&gt;  (3) 災害対策要員の確保対策（防災対策部）  ア 県職員OBの活用検討  退職した県職員OBの災害対策要員としての具体的な活用の方法を検討する。</p>	<p><b>第2部 災害予防・減災対策</b>  <b>第5章 防災体制の整備・強化</b>  <b>第1節 災害対策機能の整備及び確保（予防13）</b>  第3項 対策  ■県が実施する対策  1 県災対本部に関する対策  (1) 県災対本部機能等の整備・充実  ア 県災対本部機能の強化（防災対策部）  県災対本部への災害特性に応じた防災関係機関等の参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、災害対応工程管理システム（BOSS）を用いた研修による活動内容の周知や訓練による検証を通じて、継続的な見直しを行うことにより、体制の定着を図る。  イ <u>オペレーションルーム、シミュレーションルームの充実・強化（防災対策部）</u>  <u>発災後に迅速で適切な応急対策活動を展開できるよう、オペレーションルームやシミュレーションルームのより効果的な運用や機能強化に向けた検討を行う。</u>  ウ 県災対本部職員用物資の備蓄（防災対策部）  大規模な震災時には、県災対本部職員の食料や飲料水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、県災対本部の活動を維持するため、県災対本部職員用物資の備蓄を図る。（推進計画）  エ 災害対策活動用物資・資機材の備蓄（各部）  応急対策や復旧対策の災害対策活動に必要な物資・資機材の備蓄を推進するとともに、市町の保有状況の把握に努める。（推進計画）  オ 本庁舎施設及び設備の整備（防災対策部、総務部）  大規模地震時には、停電・断水が想定されることから、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、自家発電施設の燃料の確保対策など必要な検討を進める。（推進計画）  カ 広域防災拠点の機能強化（防災対策部）  各地域における応急対策活動を展開する拠点施設として、県内の5地域6箇所に整備した広域防災拠点について、拠点間及び市町が整備する地域防災拠点施設や民間施設等とのネットワーク化を図るとともに、県内外からの広域応援・受援活動に対応するため、さらなる機能強化を検討する。  キ 災害時の報道対応の充実（総務部、防災対策部）  応急対策時の災害対応を適切に進めながら、県民への情報の伝達を迅速・的確に行うため、県災対本部に隣接した場所に報道用スペースを確保するなど、円滑に報道対応を進めるための仕組みを検討する。  ク 災害対策業務へのICT活用の検討（防災対策部）  災害現場で活用可能なICTについて、県と市町とで意見交換等を行う場を設け、災害対策業務へのICT活用について検討を行う。</p> <p>&lt;中略&gt;  (3) 災害対策要員の確保対策（防災対策部）  ア 県職員OBの活用検討  退職した県職員OBの災害対策要員としての具体的な活用の方法を検討する。  イ <u>他県等からの応援職員の活用</u>  <u>「第4節 応援・受援体制の整備」に記載する内容により、他県等からの応援職員の活用を図る。</u></p>



三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>3 警察本部に関する対策</p> <p>(1) 県災対本部機能等の整備・充実</p> <p>① 警察施設の整備・充実 警察施設は、各種災害警備活動の拠点となることから、津波浸水予測範囲に所在する警察施設の建て替えに際しては、治安情勢や地理的条件、他機関の動向等を総合的に勘案し、可能な限り、津波浸水予測範囲外への移転整備を進めることで機能維持を図る。</p> <p>② 警備体制の整備</p> <p>a 職員の招集・参集体制の整備 b 警察災害派遣隊の整備 c 災害装備資機材の整備充実 d 教養訓練の実施 e 災害警備用物資の備蓄等 f 業務継続性の確保</p> <p>③ 情報収集・連絡体制の整備 ④ 情報通信の確保 ⑤ 交通の確保に関する体制及び施設の整備</p> <p>4 職員に関する対策</p> <p>(1) 県職員への防災教育・防災訓練の実施（防災対策部） 県職員一人ひとりが自分事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げるよう、三重県職員防災人材育成指針に基づき、県職員の防災人材育成を図る。</p> <p>ア 防災人材育成において向上させるべき能力 ○災害（被災）イメージ力 ○災害対応の全体像把握力 ○心構え ○災害対応のマネジメント能力 ○個別業務の処理能力</p> <p>イ 防災人材育成の際に盛り込む事項</p> <p>① 過去の災害記録（災害エスノグラフィーなど） ② 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 ③ 地震・津波に関する一般的な知識 ④ 南海トラフ地震臨時情報に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容 ⑤ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 ⑥ 緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識 ⑦ 職員等が果たすべき役割 ⑧ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p>	<p>3 警察本部に関する対策</p> <p>(1) 県災対本部機能等の整備・充実</p> <p>ア 警察施設の整備・充実 警察施設は、各種災害警備活動の拠点となることから、津波浸水予測範囲に所在する警察施設の建て替えに際しては、治安情勢や地理的条件、他機関の動向等を総合的に勘案し、可能な限り、津波浸水予測範囲外への移転整備を進めることで機能維持を図る。</p> <p>イ 警備体制の整備</p> <p>① 職員の招集・参集体制の整備 ② 警察災害派遣隊の整備 ③ 災害装備資機材の整備充実 ④ 教養訓練の実施 ⑤ 災害警備用物資の備蓄等 ⑥ 業務継続性の確保</p> <p>ウ 情報収集・連絡体制の整備 エ 情報通信の確保 オ 交通の確保に関する体制及び施設の整備</p> <p>4 職員に関する対策</p> <p>(1) 県職員への防災教育・防災訓練の実施（防災対策部） 県職員一人ひとりが自分事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げるよう、三重県職員防災人材育成指針に基づき、県職員の防災人材育成を図る。</p> <p>ア 防災人材育成において向上させるべき能力 ○災害（被災）イメージ力 ○災害対応の全体像把握力 ○心構え ○災害対応のマネジメント能力 ○個別業務の処理能力</p> <p>イ 防災人材育成の際に盛り込む事項</p> <p>① 過去の災害記録（災害エスノグラフィーなど） ② 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 ③ 地震・津波に関する一般的な知識 ④ 南海トラフ地震臨時情報に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容 ⑤ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 ⑥ 緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識 ⑦ 職員等が果たすべき役割 ⑧ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

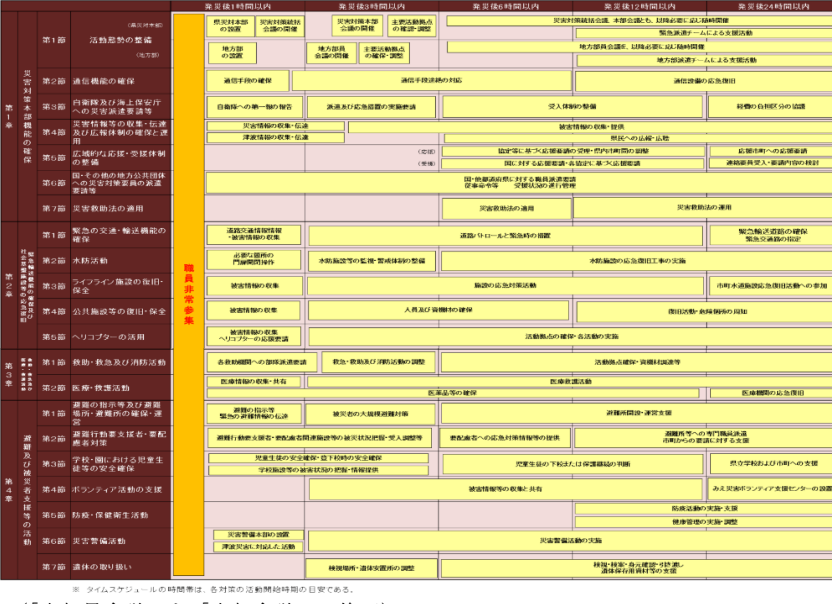
旧	新
<p>⑨ 職員が各家庭において実施すべき地震・津波対策</p> <p>⑩ 図上訓練等を通じた各所属ごとに作成した災害時事務マニュアルの内容検証</p> <p>⑪ 「三重県広域受援計画」「三重県復興指針」などの三重県が定めた各種計画や指針ウ、<u>災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時のマニュアルを作成し、その内容について県職員に周知徹底を図る。</u>（推進計画）</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>5 防災関係機関を対象とした対策（防災対策部）</p> <p>(1) 救助対策にかかる協力体制の構築 災害時の効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図る。 また、大規模災害時の初動期における人命救助を迅速に進めるため、ライフライン関係機関、建設関係団体等との連携を図り、人員、資機材等の提供などの協力を得られる体制を構築する。（推進計画）</p>	<p>⑨ 職員が各家庭において実施すべき地震・津波対策</p> <p>⑩ 図上訓練等を通じた各所属ごとに作成した災害時事務マニュアルの内容検証</p> <p>⑪ 「三重県広域受援計画」「三重県復興指針」などの三重県が定めた各種計画や指針ウ、<u>災害時マニュアルの作成、周知</u> 災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時のマニュアルを作成し、その内容について県職員に周知徹底を図る。（推進計画）</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>5 防災関係機関を対象とした対策（防災対策部、<u>県土整備部</u>）</p> <p>(1) 救助対策にかかる協力体制の構築 災害時の効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図る。 また、大規模災害時の初動期における人命救助を迅速に進めるため、ライフライン関係機関、建設関係団体等との連携を図り、人員、資機材等の提供などの協力を得られる体制を構築する。（推進計画）</p>
<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災体制の整備・強化</p> <p>第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防14）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 県災対本部に関する対策</p> <p>(1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、<u>政策企画部</u>） 迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【担当課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策推進課、広聴広報課、警備第二課</li> </ul> <p>【監修部隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総括部隊（総括隊・<u>総務広報隊</u>）</li> </ul>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災体制の整備・強化</p> <p>第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防14）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 県災対本部に関する対策</p> <p>(1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、<u>総務部</u>） 迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【担当課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策推進課、<u>災害即応・連携課</u>、広聴広報課、警備第二課</li> </ul> <p>【監修部隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総括部隊（総括隊・<u>広報隊</u>）</li> </ul>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p><b>第2部 災害予防・減災対策</b>  <b>第5章 防災体制の整備・強化</b>  <b>第3節 医療・救護体制及び機能の確保（予防15）</b>            第3項 対策            ■県が実施する対策            1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策            (1) 医療体制の整備            ク 災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）及び医療救護班の編成と訓練の実施（医療保健部、防災対策部）            DMATは、各災害拠点病院がそれぞれ1隊以上保有している。DPATは、三重DPAT協定病院がそれぞれ1隊以上保有している。また医療救護班は、（公社）三重県医師会、（公社）三重県病院協会、郡市医師会、（公社）三重県看護協会、（公社）三重県歯科医師会、日本赤十字社三重県支部、（独）国立病院機構の各病院、大学病院等の協力を得て編成することとし、各機関において、あらかじめメンバーを選定しておく。</p> <p>&lt;中略&gt;            ケ SCUの整備（医療保健部）            ① 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備            南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画において、SCU候補地として指定している伊勢志摩広域防災拠点（県営サンアリーナ）、三重大学グラウンド及び県立看護大学に、SCUを展開するための必要な資機材及び消耗品の配備を進める。</p> <p>&lt;中略&gt;            (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備            イ 医薬品・衛生材料等の備蓄（医療保健部）            災害直後の初動期に必要な外科系救急医薬品、衛生材料等を県直轄で備蓄するとともに、関係機関に流通備蓄を委託することにより県内各地域をカバーする。            ウ 医薬品・衛生材料等の調達・分配（医療保健部）            ① 県が備蓄している医薬品・衛生材料等を被災地内の医療機関等へ供給するとともに県内医療機関及び医薬品等関係機関の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の調達・分配を行う体制を構築する。            ② 必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。            ③ 輸血用血液製剤は、三重県赤十字血液センターに確保・供給を依頼する。</p> <p>&lt;中略&gt;  <b>【担当課】</b>            ・消防・保安課、<u>災害対策推進課</u>、医療政策課、薬務課、健康推進課  <b>【監修部隊】</b>            ・保健医療部隊</p>	<p><b>第2部 災害予防・減災対策</b>  <b>第5章 防災体制の整備・強化</b>  <b>第3節 医療・救護体制及び機能の確保（予防15）</b>            第3項 対策            ■県が実施する対策            1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策            (1) 医療体制の整備            ク 災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）及び医療救護班の編成と訓練の実施（医療保健部、防災対策部）            DMATは、各災害拠点病院がそれぞれ1隊以上保有している。DPATは、三重DPAT協定病院がそれぞれ1隊以上保有している。また医療救護班は、（公社）三重県医師会、（公社）三重県病院協会、郡市医師会、（公社）三重県看護協会、（公社）三重県歯科医師会、<u>（一社）三重県薬剤師会</u>、日本赤十字社三重県支部、（独）国立病院機構の各病院、大学病院等の協力を得て編成することとし、各機関において、あらかじめメンバーを選定しておく。</p> <p>&lt;中略&gt;            ケ SCUの整備（医療保健部）            ① 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備            南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画において、SCU候補地として指定している伊勢志摩広域防災拠点（県営サンアリーナ）、三重大学グラウンド、<u>県立看護大学及び伊坂ダム</u>に、SCUを展開するための必要な資機材及び消耗品の配備を進める。</p> <p>&lt;中略&gt;            (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備            イ 医薬品・衛生材料等の備蓄（医療保健部）            災害直後の初動期に必要な外科系救急医薬品、衛生材料等を県直轄で備蓄し、関係機関に<u>内科系救急疾患用医薬品の流通備蓄を委託することにより県内各地域に迅速かつ円滑に供給される体制の整備に努める。</u>            ウ 医薬品・衛生材料等の確保・供給（医療保健部）            ① <u>医薬品・衛生材料等関係団体と連携し、現状の災害医療体制や医薬品・衛生材料等の流通実態に合わせた供給体制の整備に努める。</u>            ② 必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。            ③ 輸血用血液製剤は、三重県赤十字血液センターに確保・供給を依頼する。            ④ <u>災害時等におけるモバイルファーマシーの活用について、関係団体と連携し、検討を行う。</u></p> <p>&lt;中略&gt;  <b>【担当課】</b>            ・消防・保安課、<u>災害即応・連携課</u>、医療政策課、薬務課、健康推進課  <b>【監修部隊】</b>            ・保健医療部隊</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第2部 災害予防・減災対策                      第5章 防災体制の整備・強化                      第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備（予防17）                      第3項 対策                      ■市町が実施する対策                      2 事業者及び事業者団体等を対象とした対策  <u>県の「事業者及び事業者団体を対象とした対策」に準じた対策を講じる。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【担当課】                      ・災害対策推進課、災害即応・連携課課、地域防災推進課、地域連携・交通総務課、各物資等調達協定締結課</p> <p>【監修部隊】  <u>・総括部隊（総括隊）</u>                      ・救援物資部隊</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策                      第5章 防災体制の整備・強化                      第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備（予防17）                      第3項 対策                      ■市町が実施する対策                      2 事業者及び事業者団体等を対象とした対策  <u>「&lt;県が実施する対策&gt;2 事業者及び事業者団体等を対象とした対策」に準じた対策を行う。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【担当課】                      ・災害対策推進課、災害即応・連携課課、地域防災推進課、地域連携・交通総務課、各物資等調達協定締結課</p> <p>【監修部隊】                      ・救援物資部隊</p>
<p>第2部 災害予防・減災対策                      第5章 防災体制の整備・強化                      第7節 防災訓練の実施（予防19）                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      1 県における対策                      (1) 総合防災訓練の実施（防災対策部）                      ア 実動訓練                      県内市町を会場に、住民参加、救助機関との連携、各地域の災害特性に応じたテーマ別訓練の3点を考慮して、避難訓練、避難所運営訓練など自助・共助の訓練、救出・救助・搬送など公助の訓練を各団体・機関と連携して実動訓練を実施する。                      また、男女共同参画の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の訓練への参画を進めるとともにこれら参加者に十分配慮する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>■市町が実施する対策                      2 自主防災組織等を対象とした対策                      (1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援  <u>県の「自主防災組織や企業等が実施する防災訓練への支援」に準じた支援を行う。</u></p>	<p>第2部 災害予防・減災対策                      第5章 防災体制の整備・強化                      第7節 防災訓練の実施（予防19）                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      1 県における対策                      (1) 総合防災訓練の実施（防災対策部）                      ア 実動訓練                      県内市町を会場に、住民参加、救助機関との連携、各地域の災害特性に応じたテーマ別訓練の3点を考慮して、避難訓練、避難所運営訓練など自助・共助の訓練、救出・救助・搬送など公助の訓練を各団体・機関と連携して実動訓練を実施する。                      また、男女共同参画<u>や性の多様性</u>の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の訓練への参画を進めるとともにこれら参加者に十分配慮する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>■市町が実施する対策                      2 自主防災組織等を対象とした対策                      (1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援  <u>「&lt;県が実施する対策&gt;3 自主防災組織等を対象とした対策（1）自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援」に準じた支援を行う。</u></p>

旧	新
<p><b>第2部 災害予防・減災対策</b>  <b>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</b>                      南海トラフ地震臨時情報（調査中）                      （注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）                      想定震源域のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）                      巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれ当てはまらない現象と評価した場合</p>	<p><b>第2部 災害予防・減災対策</b>  <b>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</b>                      南海トラフ地震臨時情報（調査中）                      （注1）南海トラフの想定震源域内及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）                      想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）                      巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>
<p><b>第2部 災害予防・減災対策</b>  <b>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</b>  <b>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策（予防23）</b>                      （別紙）                      三重県から住民や企業等への呼びかけについて                      県民等に対して、各種伝達手段（報道機関、県ホームページ、SNS（<u>Twitter（ツイッタ</u>  <u>ー）</u>・<u>LINE（ライン）</u>など）を活用して下記の通り呼びかける。</p>	<p><b>第2部 災害予防・減災対策</b>  <b>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</b>  <b>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策（予防23）</b>                      （別紙）                      三重県から住民や企業等への呼びかけについて                      県民等に対して、各種伝達手段（報道機関、県ホームページ、SNS等）を活用して下記のとおりに呼びかける。</p>
<p><b>第3部 発災後対策</b></p>  <p>※ タイムスケジュールの時間帯は、各対策の活動開始時刻の目安である。</p>	<p><b>第3部 発災後対策</b></p>  <p>※ タイムスケジュールの時間帯は、各対策の活動開始時刻の目安である。</p> <p>（「本部員会議」を「本部会議」に修正）</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

		旧					新				
		発災後対策別タイムスケジュール					発災後対策別タイムスケジュール				
		発災後2日以内	発災後3日以内	発災後1週間以内	発災後2週間以内	発災後1か月以内	発災後2日以内	発災後3日以内	発災後1週間以内	発災後2週間以内	発災後1か月以内
第1部 県民生活の確保	第1節 避難場所の確保	災害対策本部の設置	避難所の確保	災害対策本部の設置 被災者支援センターの設置			災害対策本部の設置	避難所の確保	被災者支援センターの設置		
	第2節 避難情報の提供	災害対策本部の設置	避難所の確保	災害対策本部の設置 被災者支援センターの設置			災害対策本部の設置	避難所の確保	被災者支援センターの設置		
	第3節 避難所及び路上不安定への災害対策訓練等			地方自治体、関係機関との連携					被災者支援センターの設置		
	第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の向上取組			災害対策本部の設置							
	第5節 広域的な広域・広域体制の確保			長官への報告・伝達							
	第6節 県・その他地方公共団体への災害対策委員の設置訓練等			災害対策本部の設置 被災者支援センターの設置							
	第7節 災害救助法の適用			災害対策本部の設置							
第2部 県民生活の確保	第1節 緊急の交通・輸送確保の確保			緊急輸送の確保							
	第2節 水防活動			水防活動の確保							
	第3節 ライフライン機能の復旧・保全			ライフライン機能の復旧・保全							
	第4節 公共施設等の復旧・保全			公共施設等の復旧・保全							
	第5節 ヘリコプターの活用			ヘリコプターの活用							
第3部 県民生活の確保	第1節 食料・衣料及び日用品			食料・衣料等の確保							
	第2節 医療・介護活動			医療・介護活動							
	第3節 避難の受け入れ及び避難場所・避難所の確保・運営			避難所の確保							
	第4節 避難行動要支援者・要配慮者対策			避難行動要支援者・要配慮者対策							
	第5節 学校・園における児童生徒等の安全確保			学校・園における児童生徒等の安全確保							
	第6節 ボランティア活動の支援			ボランティア活動の支援							
	第7節 避難の取りこみ			避難の取りこみ							

※ タイムスケジュールの時間等は、各対策の活動開始時期の日数である。

※ タイムスケジュールの時間等は、各対策の活動開始時期の日数である。

（「本部員会議」を「本部会議」に修正）

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧				新			
<b>第3部 発災後対策</b> <b>第1章 災害対策本部機能の確保</b> <b>第1節 活動態勢の整備（発災1）</b> 第2項 主要対策項目				<b>第3部 発災後対策</b> <b>第1章 災害対策本部機能の確保</b> <b>第1節 活動態勢の整備（発災1）</b> 第2項 主要対策項目			
対策(活動)項目	担当当事務(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	対策(活動)項目	担当当事務(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害対策のための配備体制	総括部隊 (総括班) 地方部 (総括班)	【発災直後】 配備基準に基づき速やかに	・震度情報等 (津地方気象台) (震度情報システム)	災害対策のための配備体制	総括部隊 (総括班) 地方統括部 (総括班)	【発災直後】 配備基準に基づき速やかに	・震度情報等 (津地方気象台) (震度情報システム)
県災対本部の設置	総括部隊 (総括班)	【発災直後】 設置基準に基づき速やかに	・震度情報等 (津地方気象台) (震度情報システム)	県災対本部の設置	総括部隊 (総括班)	【発災直後】 設置基準に基づき速やかに	・震度情報等 (津地方気象台) (震度情報システム)
地方部の設置	地方部 (総括班)	【発災直後】 設置基準に基づき速やかに	・震度情報等 (津地方気象台) (震度情報システム)	地方部の設置	地方統括部 (総括班)	【発災直後】 設置基準に基づき速やかに	・震度情報等 (津地方気象台) (震度情報システム)
災害対策統括会議の開催	総括部隊 (総括班)	【発災直後及び随時】 発災後速やかに第1回を、その後必要に応じて	・震度情報等 (津地方気象台) (震度情報システム)	災害対策統括会議の開催	総括部隊 (総括班)	【発災直後及び随時】 発災後速やかに第1回を、その後必要に応じて	・震度情報等 (津地方気象台) (震度情報システム)
本部会議の開催	総括部隊 (総括班、総務班)	【発災後随時】 必要に応じ	・各部隊、地方部、防災関係機関等	本部会議の開催	総括部隊 (総括班)	【発災後随時】 必要に応じ	・各部隊、地方部、防災関係機関等
地方部調整会議の開催	地方統括部 (総括班)	【発災後随時】 必要に応じ	・各部隊、地方部、防災関係機関等	地方部調整会議の開催	地方統括部 (総括班)	【発災後随時】 必要に応じ	・各部隊、地方部、防災関係機関等
地方部員会議の開催	地方統括部 (総括班)	【発災後随時】 必要に応じ	・地方部各班、各事務所等	地方部員会議の開催	地方統括部 (総括班)	【発災後随時】 必要に応じ	・地方部各班、各事務所等
広域防災拠点等 主要活動拠点の 確保・調整	地方統括部 (総括班)	【発災直後】 地方部設置後速やかに、 又は、必要に応じて	・広域防災拠点、施設管理者	広域防災拠点等 主要活動拠点の 確保・調整	地方統括部 (総括班)	【発災直後】 地方部設置後速やかに、 又は、必要に応じて	・広域防災拠点、施設管理者
広域防災拠点等 主要活動拠点の 確認・調整	総括部隊 (総括班)	【発災直後】 県災対本部設置後速やかに、 又は、必要に応じて	・各部隊、地方部、施設管理者	広域防災拠点等 主要活動拠点の 確認・調整	総括部隊 (総括班)	【発災直後】 県災対本部設置後速やかに、 又は、必要に応じて	・各部隊、地方部、施設管理者
緊急派遣チーム による地方部・ 市町災対本部活 動支援等	総括部隊 (派遣班)	【発災直後】 災害の状況により、必要に 応じて	・地方部、市町等	緊急派遣チーム による地方部・ 市町災対本部活 動支援等	総括部隊 (派遣班、情報班)	【発災直後】 災害の状況により、必要 に応じて	・地方部、市町等
地方部派遣チ ームによる情報 収集等	地方統括部 (総括班)	【発災直後】 災害の状況により、必要に 応じて	・県災対本部、市町等	地方部派遣チ ームによる情報 収集等	地方統括部 (総括班)	【発災直後】 災害の状況により、必要 に応じて	・県災対本部、市町等
災害対策職員 の健康管理	総括部隊 (総務班)	【発災2日後】 職員の勤務状況等を考 慮し、必要に応じて	・各部局、各事務所等	災害対策職員 の健康管理	総括部隊 (総務班)	【発災2日後】 職員の勤務状況等を考 慮し、必要に応じて	・各部局、各事務所等
職員の動員	各部隊	【発災3日後】 災害対策活動の状況によ り、必要に応じて	・県災対本部、地方部	職員の動員	各部隊	【発災3日後】 災害対策活動の状況によ り、必要に応じて	・県災対本部、地方部

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧		新																		
<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備（発災1） 第3項 対策 2 県災対本部の設置 (1) 県災対本部（本庁）の概要</p>		<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備（発災1） 第3項 対策 2 県災対本部の設置 (1) 県災対本部（本庁）の概要</p>																		
設置場所	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>本部会議</td> <td>災害対策統括部 オペレーションルーム</td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td>プレゼンテーションルーム</td> <td><u>災害対策室</u> (防災対策部内)</td> </tr> <tr> <td>非常体制</td> <td><u>県庁講堂又は プレゼンテーションルーム</u></td> <td><u>県庁講堂</u></td> </tr> </table>		本部会議	災害対策統括部 オペレーションルーム	警戒体制	プレゼンテーションルーム	<u>災害対策室</u> (防災対策部内)	非常体制	<u>県庁講堂又は プレゼンテーションルーム</u>	<u>県庁講堂</u>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>本部会議</td> <td>災害対策統括部 オペレーションルーム</td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td>プレゼンテーションルーム</td> <td><u>オペレーションルーム</u> (防災対策部内)</td> </tr> <tr> <td>非常体制</td> <td><u>プレゼンテーションルーム</u></td> <td><u>オペレーションルーム</u> (防災対策部内)</td> </tr> </table>		本部会議	災害対策統括部 オペレーションルーム	警戒体制	プレゼンテーションルーム	<u>オペレーションルーム</u> (防災対策部内)	非常体制	<u>プレゼンテーションルーム</u>	<u>オペレーションルーム</u> (防災対策部内)
		本部会議	災害対策統括部 オペレーションルーム																	
	警戒体制	プレゼンテーションルーム	<u>災害対策室</u> (防災対策部内)																	
	非常体制	<u>県庁講堂又は プレゼンテーションルーム</u>	<u>県庁講堂</u>																	
	本部会議	災害対策統括部 オペレーションルーム																		
警戒体制	プレゼンテーションルーム	<u>オペレーションルーム</u> (防災対策部内)																		
非常体制	<u>プレゼンテーションルーム</u>	<u>オペレーションルーム</u> (防災対策部内)																		
<p>※不測の事態により県庁<u>講堂</u>棟が利用できない場合、<u>行政</u>棟内にスペースと機能を確保する。</p>		<p>※不測の事態により県庁<u>行政</u>棟が利用できない場合、<u>講堂</u>内にスペースと機能を確保する。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>代替施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県庁 <u>講堂</u>棟</td> <td>津市広明町13</td> <td>三重県庁 <u>行政</u>棟</td> <td>津市広明町13</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	所在地	代替施設名	所在地	三重県庁 <u>講堂</u> 棟	津市広明町13	三重県庁 <u>行政</u> 棟	津市広明町13	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>代替施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県庁 <u>行政</u>棟</td> <td>津市広明町13</td> <td>三重県庁 <u>講堂</u>棟</td> <td>津市広明町13</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	所在地	代替施設名	所在地	三重県庁 <u>行政</u> 棟	津市広明町13	三重県庁 <u>講堂</u> 棟	津市広明町13	
施設名	所在地	代替施設名	所在地																	
三重県庁 <u>講堂</u> 棟	津市広明町13	三重県庁 <u>行政</u> 棟	津市広明町13																	
施設名	所在地	代替施設名	所在地																	
三重県庁 <u>行政</u> 棟	津市広明町13	三重県庁 <u>講堂</u> 棟	津市広明町13																	



三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧					新				
<b>第3部 発災後対策</b> <b>第1章 災害対策本部機能の確保</b> <b>第1節 活動態勢の整備（発災1）</b> 第3項 対策 2 県災対本部の設置 (2) 地方部の概要					<b>第3部 発災後対策</b> <b>第1章 災害対策本部機能の確保</b> <b>第1節 活動態勢の整備（発災1）</b> 第3項 対策 2 県災対本部の設置 (2) 地方部の概要				
名称	三重県地方災害対策部（地方部）				名称	三重県地方災害対策部（地方部）			
地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長				地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長			
地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する者				地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する者			
設置場所	施設名	所在地	代替施設名	所在地	施設名	所在地	代替施設名	所在地	
	桑名庁舎	桑名市中央町 5丁目71	三重県工業研究所 金属研究室	桑名市大字志知 字西山208	桑名庁舎	桑名市中央町 5丁目71	三重県工業研究所 金属研究室	桑名市大字志知 字西山208	
	四日市庁舎	四日市市新正 4-21-5	三重県広域防災拠点 （北勢拠点）	四日市市中村町 2281-2	四日市庁舎	四日市市新正 4-21-5	三重県広域防災拠点 （北勢拠点）	四日市市中村町 2281-2	
	鈴鹿庁舎	鈴鹿市西条 5丁目117	三重県消防学校	鈴鹿市石薬師町 452	鈴鹿庁舎	鈴鹿市西条 5丁目117	三重県消防学校	鈴鹿市石薬師町 452	
	津庁舎	津市桜橋 3-446-3 4	<u>三重県工業研究所</u>	津市高茶屋 <u>5-5-45</u>	津庁舎	津市桜橋 3-446-3 4	<u>公衆衛生学院</u>	津市夢が丘 <u>1-1-17</u>	
	松阪庁舎	松阪市高町13 8	三重県 農業大学校	松阪市嬉野川北町 530	松阪庁舎	松阪市高町13 8	三重県 農業大学校	松阪市嬉野川北町 530	
	伊勢庁舎	伊勢市勢田町 628-2	三重県伊勢庁舎 別館	伊勢市勢田町 628-2	伊勢庁舎	伊勢市勢田町 628-2	三重県伊勢庁舎 別館	伊勢市勢田町 628-2	
	伊賀庁舎	伊賀市四十九町 2802	三重県広域防災拠点 （伊賀拠点）	伊賀市荒木185 6	伊賀庁舎	伊賀市四十九町 2802	三重県広域防災拠点 （伊賀拠点）	伊賀市荒木185 6	
	尾鷲庁舎	尾鷲市坂場西町 1番1号	三重県広域防災拠点 （東紀州〔紀北〕拠点）	尾鷲市光ヶ丘 28-61	尾鷲庁舎	尾鷲市坂場西町 1番1号	三重県広域防災拠点 （東紀州〔紀北〕拠点）	尾鷲市光ヶ丘 28-61	
	熊野庁舎	熊野市井戸町3 71	<u>三重県職員公舎 紀南寮</u>	熊野市井戸町 <u>1150-1</u>	熊野庁舎	熊野市井戸町3 71	<u>三重県広域防災拠点 （東紀州〔紀南〕拠点）</u>	熊野市久生屋町 <u>13320-2</u>	

旧	新																
<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第3項 対策 ■県が実施する対策 【別図1】三重県災害対策本部組織図</p> <p style="text-align: center;"><b>災害対策統括部 組織図</b></p> <p>【別表1】災害対策本部の組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>危機管理統括監、<b>最高デジタル責任者</b>、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	名称	説明	本部長	知事	副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる	本部員	危機管理統括監、 <b>最高デジタル責任者</b> 、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第3項 対策 ■県が実施する対策 【別図1】三重県災害対策本部組織図</p> <p style="text-align: center;"><b>災害対策統括部 組織図</b></p> <p>【別表1】災害対策本部の組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>危機管理統括監、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	名称	説明	本部長	知事	副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる	本部員	危機管理統括監、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長
名称	説明																
本部長	知事																
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる																
本部員	危機管理統括監、 <b>最高デジタル責任者</b> 、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長																
名称	説明																
本部長	知事																
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる																
本部員	危機管理統括監、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長																

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務 ※各隊の必要職員数は兼務を含めた職員数とする。</p> <p>1. 総括部隊 (別資料に記載)</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3. 保健医療部隊 情報収集・分析班 (12) 班員 医療保健部 医療保健総務課(4) 医療保健部 医療政策課(1) 医療保健部 健康推進課(1) ※医療活動支援班兼務 医療保健部 薬務課(2) ※うち医療活動支援班兼務 1 医療保健部 国民健康保険課(1) 医療保健部 医療人材課(1) 医療保健部 長寿介護課(1)</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>6. 生活・経済再建支援部隊 事業者再建支援班 班員 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1) 雇用経済部 ものづくり産業振興課(1) 雇用経済部 三重県営業本部担当課(1) 観光部 <u>観光総務課</u>(1)</p> <p>◆所掌事務（生活・経済再建支援部隊） 事業者再建支援班 県内観光事業者への支援に関する関係機関との調整に関すること <u>観光総務課</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【別表4】地方部の所掌事務（標準例） 農林水産事務所 ・農地及び農業用施設の応急復旧及び農地への湛水の応急復旧に関すること ・農道及び農地海岸施設の応急復旧に関すること ・被災農作物の応急技術対策に関すること ・被災農作物の種苗対策に関すること ・家畜伝染病予防に関すること ・罹災家畜収容に関すること ・治山施設の応急復旧に関すること ・林道等施設の応急復旧に関すること ・地滑り及び崩壊地の安全対策に関すること ・林業共同施設に係る災害対策に関すること ・自然公園等施設の災害対策に関すること ・林野火災対策に関すること ・漁港施設及び漁港海岸施設の応急復旧に関すること ・漁業・養殖業の被害対策に関すること</p>	<p>【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務 ※各隊の必要職員数は兼務を含めた職員数とする。</p> <p>1. 総括部隊 (別資料に記載)</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3. 保健医療部隊 情報収集・分析班 (12) 班員 医療保健部 医療保健総務課(4) 医療保健部 医療政策課(1) 医療保健部 健康推進課(1) ※医療活動支援班兼務 医療保健部 薬務課(2) ※うち医療活動支援班兼務 1 医療保健部 国民健康保険課(1) 医療保健部 医療人材課(1) 医療保健部 長寿介護課(1) <u>※被災者支援班からリエゾン1名兼務</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>6. 生活・経済再建支援部隊 事業者再建支援班 班員 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1) 雇用経済部 ものづくり産業振興課(1) 雇用経済部 三重県営業本部担当課(1) 観光部 <u>観光戦略課</u>(1)</p> <p>◆所掌事務（生活・経済再建支援部隊） 事業者再建支援班 県内観光事業者への支援に関する関係機関との調整に関すること <u>観光戦略課</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【別表4】地方部の所掌事務（標準例） 農林水産事務所 ・農地及び農業用施設の応急復旧及び農地への湛水の応急復旧に関すること ・農道及び農地海岸施設の応急復旧に関すること ・被災農作物の応急技術対策に関すること ・被災農作物の種苗対策に関すること ・家畜伝染病予防に関すること ・罹災家畜収容に関すること ・治山施設の応急復旧に関すること ・林道等施設の応急復旧に関すること ・地滑り及び崩壊地の安全対策に関すること ・林業共同<u>利用</u>施設に係る災害対策に関すること ・自然公園等施設の災害対策に関すること ・林野火災対策に関すること ・漁港施設及び漁港海岸施設の応急復旧に関すること ・漁業・養殖業の被害対策に関すること</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧		新																																																					
<p><b>第3部 発災後対策</b>  <b>第1章 災害対策本部機能の確保</b>  <b>第3項 対策</b>                      ■その他防災関係機関が実施する対策                      3 緊急災害対策本部の設置                      著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、閣議にかけて内閣府に緊急災害対策本部が設置される。                      非常災害対策本部は、原則として内閣総理大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。                      なお、当該災害に係る特定災害対策本部または非常災害対策本部が既に設置されている場合は、当該対策本部は廃止され、緊急災害対策本部がその所掌事務を承継する。</p>		<p><b>第3部 発災後対策</b>  <b>第1章 災害対策本部機能の確保</b>  <b>第3項 対策</b>                      ■その他防災関係機関が実施する対策                      3 緊急災害対策本部の設置                      著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、閣議にかけて内閣府に緊急災害対策本部が設置される。                      緊急災害対策本部は、原則として内閣総理大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。                      なお、当該災害に係る特定災害対策本部または非常災害対策本部が既に設置されている場合は、当該対策本部は廃止され、緊急災害対策本部がその所掌事務を承継する。</p>																																																					
<p><b>第3部 発災後対策</b>  <b>第1章 災害対策本部機能の確保</b>  <b>第2節 通信機能の確保（発災2）</b>                      第3項 対策                      ■県が実施する対策</p> <p style="text-align: center;">防災通信ネットワーク設置個所一覧表</p> <p style="text-align: right;">（令和5年3月現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別等</th> <th>設置個所数</th> <th>設置場所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地上</td> <td>中継所</td> <td>24</td> <td>多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面</td> </tr> <tr> <td>県庁舎等</td> <td>13</td> <td>県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>43</td> <td>全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">系設備</td> <td>消防本部</td> <td>15</td> <td>全消防本部</td> </tr> <tr> <td>警察関係</td> <td>19</td> <td>県警察本部、全警察署</td> </tr> <tr> <td>医療関係</td> <td>21</td> <td>総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部〔県庁内ch使用〕</td> </tr> <tr> <td>報道関係</td> <td>3</td> <td>NHK津、三重テレビ、三重エフエム</td> </tr> </tbody> </table>		種別等	設置個所数	設置場所等	地上	中継所	24	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所	市町	43	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり)	系設備	消防本部	15	全消防本部	警察関係	19	県警察本部、全警察署	医療関係	21	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部〔県庁内ch使用〕	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重エフエム	<p><b>第3部 発災後対策</b>  <b>第1章 災害対策本部機能の確保</b>  <b>第2節 通信機能の確保（発災2）</b>                      第3項 対策                      ■県が実施する対策</p> <p style="text-align: center;">防災通信ネットワーク設置個所一覧表</p> <p style="text-align: right;">（令和6年3月現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別等</th> <th>設置個所数</th> <th>設置場所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地上</td> <td>中継所</td> <td>24</td> <td>多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面</td> </tr> <tr> <td>県庁舎等</td> <td>13</td> <td>県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>42</td> <td>全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">系設備</td> <td>消防本部</td> <td>15</td> <td>全消防本部</td> </tr> <tr> <td>警察関係</td> <td>19</td> <td>県警察本部、全警察署</td> </tr> <tr> <td>医療関係</td> <td>21</td> <td>総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部〔県庁内ch使用〕</td> </tr> <tr> <td>報道関係</td> <td>3</td> <td>NHK津、三重テレビ、三重エフエム</td> </tr> </tbody> </table>		種別等	設置個所数	設置場所等	地上	中継所	24	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所	市町	42	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり)	系設備	消防本部	15	全消防本部	警察関係	19	県警察本部、全警察署	医療関係	21	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部〔県庁内ch使用〕	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重エフエム
種別等	設置個所数	設置場所等																																																					
地上	中継所	24	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面																																																				
	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所																																																				
	市町	43	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり)																																																				
系設備	消防本部	15	全消防本部																																																				
	警察関係	19	県警察本部、全警察署																																																				
	医療関係	21	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部〔県庁内ch使用〕																																																				
	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重エフエム																																																				
種別等	設置個所数	設置場所等																																																					
地上	中継所	24	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面																																																				
	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所																																																				
	市町	42	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり)																																																				
系設備	消防本部	15	全消防本部																																																				
	警察関係	19	県警察本部、全警察署																																																				
	医療関係	21	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部〔県庁内ch使用〕																																																				
	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重エフエム																																																				

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

	県地域機関 県 関係	19	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、ダイバーシティ社会推進課 NPO 班、動物愛護センター、四日市港管理組合、防災拠点（紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀 <del>広域</del> 、北勢 <del>広域</del> ）、下水道（北勢北部、北勢南部、中南勢雲出、中南勢松阪、中南勢宮川）		県地域機関 県 関係	19	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、ダイバーシティ社会推進課 NPO 班、動物愛護センター、四日市港管理組合、 <del>広域</del> 防災拠点（紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢）、下水道（北勢北部、北勢南部、中南勢雲出、中南勢松阪、中南勢宮川）
	国関係	7	津地方象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局津地域センター		国関係	7	津地方象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局津地域センター
	ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT 西日本三重支店、東邦ガス〔長谷山中継所内 ch 渡し〕		ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT 西日本三重支店、東邦ガス〔長谷山中継所内 ch 渡し〕
	計	<u>169</u>			計	<u>168</u>	
衛星系設備	県庁舎等	11	県庁、県庁舎（志摩以外 9）、防災ヘリコプター管理事務所	衛星系設備	県庁舎等	11	県庁、県庁舎（志摩以外 9）、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	31	全市町役場（防災担当課）		市町	31	全市町役場（防災担当課）
	消防本部	15	全消防本部		消防本部	15	全消防本部
	警察関係	1	県警察本部		警察関係	1	県警察本部
	医療関係	7	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕		医療関係	7	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
	県地域機関 県 関係	<u>10</u>	君ヶ野ダム、宮川ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、 <del>広域</del> 防災拠点（紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀 <del>広</del> 、北勢、 <del>中勢</del> ）		県地域機関 県 関係	<u>11</u>	君ヶ野ダム、宮川ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、 <del>広域</del> 防災拠点（紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀 <del>広</del> 、北勢、 <del>中勢</del> ）
	国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部		国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部
	計	<u>78</u>			計	<u>79</u>	
有線系設備	県庁舎等	13	県庁、県庁舎（10）、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所	有線系設備	県庁舎等	13	県庁、県庁舎（10）、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	<u>39</u>	全市町（支所（旧市町村役場）に設置している市町あり。）		市町	<u>38</u>	全市町（支所（旧市町村役場）に設置している市町あり。）
	消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター		消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター
	警察関係	1	県警察本部		警察関係	1	県警察本部
	医療関係	1	日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕		医療関係	1	日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
	県地域機関 県 関係	12	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、防災拠点（紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀 <del>広域</del> 、北勢 <del>広域</del> ）		県地域機関 県 関係	12	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、 <del>広域</del> 防災拠点（紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢）
	国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校		国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校
	計	<u>84</u>			計	<u>83</u>	

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

(別表1)

関係機関等名	通信手段	代替手段等
県災対本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政W A N</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> <li>三重県防災情報システム</li> <li>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星携帯電話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機</li> <li>可搬型衛星通信設備</li> <li>連絡員派遣</li> </ul>
地方部	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政W A N</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> <li>三重県防災情報システム</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星携帯電話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機</li> <li>可搬型衛星通信設備</li> <li>連絡員派遣</li> </ul>
三重県看護協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網・移動体通信網</li> <li>インターネットメール</li> </ul>	二

<中略>

医療機関 ・三重大学付属病院  ・伊勢赤十字病院 ・鈴鹿中央総合病院 ・松阪市民病院 ・尾鷲総合病院 ・紀南病院 ・上野総合市民病院 ・市立四日市病院 ・いなべ総合病院 ・済生会松阪総合病院 ・厚生連松阪中央総合病院 ・名張市立病院 ・三重中央医療センター ・県立総合医療センター ・志摩病院 ・伊勢市立伊勢総合病院 ・桑名市総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（衛星系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター〕（地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院、松阪市民病院、尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、総合医療センター、済生会松阪総合病院、志摩病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター〕）</li> <li>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</li> <li>インターネットメール</li> </ul>	—
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

(別表1)

関係機関等名	通信手段	代替手段等
県災対本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政W A N</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> <li>三重県防災情報システム</li> <li>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星携帯電話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機</li> <li>可搬型衛星通信設備</li> <li>連絡員派遣</li> </ul>
地方部	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政W A N</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> <li>三重県防災情報システム</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星携帯電話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機</li> <li>連絡員派遣</li> </ul>
三重県看護協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網・移動体通信網</li> <li>インターネットメール</li> </ul>	・連絡員派遣

<中略>

医療機関 ・三重大学医学部付属病院 ・伊勢赤十字病院 ・鈴鹿中央総合病院 ・松阪市民病院 ・尾鷲総合病院 ・紀南病院 ・上野総合市民病院 ・市立四日市病院 ・いなべ総合病院 ・済生会松阪総合病院 ・厚生連松阪中央総合病院 ・名張市立病院 ・三重中央医療センター ・県立総合医療センター ・志摩病院 ・伊勢市立伊勢総合病院 ・桑名市総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（衛星系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター〕（地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院、松阪市民病院、尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、総合医療センター、済生会松阪総合病院、志摩病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター〕）</li> <li>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</li> <li>インターネットメール</li> </ul>	—
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧				新			
<b>第3部 発災後対策</b> <b>第1章 災害対策本部機能の確保</b> <b>第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等（発災3）</b> 第2項 主要対策項目				<b>第3部 発災後対策</b> <b>第1章 災害対策本部機能の確保</b> <b>第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等（発災3）</b> 第2項 主要対策項目			
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
自衛隊への第一報の報告	総括部隊(総括班)	【発災1時間以内】 災害発生情報入手直後	・被害状況(市町・県)	自衛隊への第一報の報告	総括部隊(総括班)	【発災1時間以内】 災害発生情報入手直後	・被害状況(市町・県)
派遣及び応急措置の実施要請	総括部隊(総括班、 <b>対策班</b> )	【発災3時間以内】 災害対策統括会議での意思決定後速やかに	・被害状況(市町・県) ・応援要請(市町)	派遣及び応急措置の実施要請	総括部隊(総括班、 <b>対策班</b> )	【発災3時間以内】 災害対策統括会議での意思決定後速やかに	・被害状況(市町・県) ・応援要請(市町)
受入体制の整備	総括部隊( <b>対策班</b> )	【発災6時間以内】 派遣要請後速やかに	・派遣状況(自衛隊・海上保安庁) ・受入状況(市町)	受入体制の整備	総括部隊( <b>対策班</b> )	【発災6時間以内】 派遣要請後速やかに	・派遣状況(自衛隊・海上保安庁) ・受入状況(市町)
経費の負担区分の協議	総括部隊(総務班)	【発災24時間以内】 受入体制整備後、速やかに	・派遣状況(自衛隊・海上保安庁、県・市町)	経費の負担区分の協議	総括部隊(総務班)	【発災24時間以内】 受入体制整備後、速やかに	・派遣状況(自衛隊・海上保安庁、県・市町)
撤収要請	総括部隊(総括班、 <b>対策班</b> )	【支援が不要な状況になった時点】 災害対策統括会議での意思決定後速やかに	・活動状況(自衛隊・海上保安庁) ・撤収要請(市町)	撤収要請	総括部隊(総括班、 <b>対策班</b> )	【支援が不要な状況になった時点】 災害対策統括会議での意思決定後速やかに	・活動状況(自衛隊・海上保安庁) ・撤収要請(市町)
<b>第3部 発災後対策</b> <b>第1章 災害対策本部機能の確保</b> <b>第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等（発災3）</b> 第3項 対策 1 自衛隊災害派遣要請 (2) 派遣要請（総括部隊<総括班>） 知事は、市町長から派遣要請の要求を受け、その派遣要請の事由を適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、別紙2により陸上自衛隊 <b>第33普通科連隊長</b> へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。（推進計画） <中略> (3) 派遣部隊の受け入れ態勢の整備（総括部隊< <b>救助班</b> >） <中略> (5) 派遣部隊の撤収要請（総括部隊<総括班、 <b>救助班</b> >） 市町長からの撤収要請を受けた場合、又は自らの判断で自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認める場合、知事は、市町その他関係機関の長及び陸上自衛隊 <b>第33普通科連隊長</b> 等と十分協議を行ったうえ、別紙4により、撤収の要請を行う。 <中略> 2 海上保安庁への応急措置の実施要請 (1) 応急措置の実施要請（総括部隊<総括班>） 知事は、市町長からの要請を受け、その要請の事由を適切と認めた場合、又は自らの判断で海上保安庁の応急措置の実施が必要と認める場合は、基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章 第4節 第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、別紙6により第四管区海上保安本部長へ応急措置の実施要請を行				<b>第3部 発災後対策</b> <b>第1章 災害対策本部機能の確保</b> <b>第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等（発災3）</b> 第3項 対策 1 自衛隊災害派遣要請 (2) 派遣要請（総括部隊<総括班>） 知事は、市町長から派遣要請の要求を受け、その派遣要請の事由を適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、別紙2により陸上自衛隊 <b>久居駐屯地司令</b> へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。（推進計画） <中略> (3) 派遣部隊の受け入れ態勢の整備（総括部隊< <b>対策班</b> >） <中略> (5) 派遣部隊の撤収要請（総括部隊<総括班、 <b>対策班</b> >） 市町長からの撤収要請を受けた場合、又は自らの判断で自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認める場合、知事は、市町その他関係機関の長及び陸上自衛隊 <b>久居駐屯地司令</b> 等と十分協議を行ったうえ、別紙4により、撤収の要請を行う。 <中略> 2 海上保安庁への応急措置の実施要請 (1) 応急措置の実施要請（総括部隊<総括班>） 知事は、市町長からの要請を受け、その要請の事由を適切と認めた場合、又は自らの判断で海上保安庁の応急措置の実施が必要と認める場合は、基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章 第5節 第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、別紙6により第四管区海上保安本部長へ応急措置の実施要請を行			

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

○ 派遣要請窓口： 第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課

<中略>

(2) 応急措置の受入体制の整備（総括部隊<救助班>）

<中略>

(4) 応急措置の撤収要請（総括部隊<総括班、救助班>）

<中略>

■市町が実施する対策

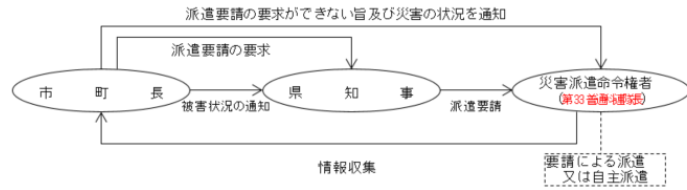
1 県への自然災害派遣要請の要求

(1) 手続き

市町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、地域防災総合事務所長等を経由し、別紙1により、知事（総括班）へ派遣要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、市町長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び当該市町の地域にかかる災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。ただし、この場合、市町長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、内閣総理大臣に地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発生し引き続き災害派遣が必要な場合は、知事に上記派遣要請を求める。



<中略>

(4) 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市町長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、別紙3により、知事へ撤収要請を行う。

<中略>

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1 災害時の自主派遣（自衛隊法第83条第2項ただし書規定）

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

<中略>

2 災害派遣時に実施する救援活動（防衛省防災業務計画 第三 8 災害派遣時に実施する救援活動）

う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

○ 派遣要請窓口： 第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課

<中略>

(2) 応急措置の受入体制の整備（総括部隊<対策班>）

<中略>

(4) 応急措置の撤収要請（総括部隊<総括班、対策班>）

<中略>

■市町が実施する対策

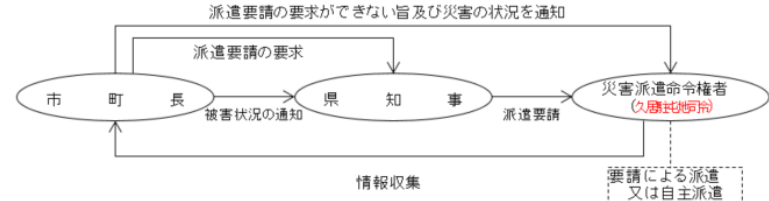
1 県への自然災害派遣要請の要求

(1) 手続き

市町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、地域防災総合事務所長等を経由し、別紙1により、知事（総括班）へ派遣要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、市町長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び当該市町の地域にかかる災害の状況を陸上自衛隊久居駐屯地司令に通知することができる。ただし、この場合、市町長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、内閣総理大臣に地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発生し引き続き災害派遣が必要な場合は、知事に上記派遣要請を求める。



<中略>

(4) 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市町長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊久居駐屯地司令等と十分協議を行ったうえ、別紙3により、知事へ撤収要請を行う。

<中略>

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1 災害時の自主派遣（自衛隊法第83条第2項ただし書規定）

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊久居駐屯地司令又は明野駐屯地司令等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

<中略>

2 災害派遣時に実施する救援活動（防衛省防災業務計画 第三 9 災害派遣時に実施する救援活動）



三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>(別紙2) 災害派遣要請書（陸上自衛隊第33普通科連隊長あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>陸上自衛隊第33普通科連隊長 様</p> <p style="text-align: right;">三重県知事 印</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣要請について</p> <p>災害を防除するため、自衛隊法83条に基づき自衛隊の派遣を要請します。</p> </div> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>(別紙4) 撤収要請書（陸上自衛隊第33普通科連隊長あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>陸上自衛隊第33普通科連隊長 様</p> <p style="text-align: right;">三重県知事 印</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の撤収要請について</p> </div>	<p>(別紙2) 災害派遣要請書（陸上自衛隊久居駐屯地司令あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>陸上自衛隊久居駐屯地司令 様</p> <p style="text-align: right;">三重県知事 印</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣要請について</p> <p>災害を防除するため、自衛隊法83条に基づき自衛隊の派遣を要請します。</p> </div> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>(別紙4) 撤収要請書（陸上自衛隊久居駐屯地司令あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>陸上自衛隊久居駐屯地司令 様</p> <p style="text-align: right;">三重県知事 印</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の撤収要請について</p> </div>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>海上保安庁応急措置実施要請及び撤収要請様式 （別紙5） 応急措置実施要請書（知事あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>知 事 宛</p> <p style="text-align: right;">(市町長) 印</p> <p style="text-align: center;">海上保安庁の応急措置の実施要請要求について</p> <p>このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施要請を要求します。</p> </div> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>（別紙6） 応急措置実施要請書（第四管区海上保安本部長あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>第四管区海上保安本部長 様</p> <p style="text-align: right;">三重県知事 印</p> <p style="text-align: center;">海上保安庁の応急措置の実施要請について</p> <p>このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を要請します。</p> </div>	<p>海上保安庁応急措置実施要請及び撤収要請様式 （別紙5） 応急措置実施要請書（知事あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>知 事 宛</p> <p style="text-align: right;">(市町長) 印</p> <p style="text-align: center;">海上保安庁の応急措置の実施要請要求について</p> <p>このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第5節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施要請を要求します。</p> </div> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>（別紙6） 応急措置実施要請書（第四管区海上保安本部長あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>第四管区海上保安本部長 様</p> <p style="text-align: right;">三重県知事 印</p> <p style="text-align: center;">海上保安庁の応急措置の実施要請について</p> <p>このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第5節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を要請します。</p> </div>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>(別紙7) 撤収要請書（知事あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>知 事 宛</p> <p style="text-align: right;">(市町長) 印</p> <p style="text-align: center;">海上保安庁の応急措置撤収要請要求について</p> <p>このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。</p> </div> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>(別紙8) 撤収要請書（第四管区海上保安本部長あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>第四管区海上保安本部長 様</p> <p style="text-align: right;">三重県知事 印</p> <p style="text-align: center;">海上保安庁の応急措置撤収要請について</p> <p>このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。</p> </div>	<p>(別紙7) 撤収要請書（知事あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>知 事 宛</p> <p style="text-align: right;">(市町長) 印</p> <p style="text-align: center;">海上保安庁の応急措置撤収要請要求について</p> <p>このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第5節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。</p> </div> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>(別紙8) 撤収要請書（第四管区海上保安本部長あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>第四管区海上保安本部長 様</p> <p style="text-align: right;">三重県知事 印</p> <p style="text-align: center;">海上保安庁の応急措置撤収要請について</p> <p>このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第5節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。</p> </div>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧				新			
<b>第3部 発災後対策</b> <b>第1章 災害対策本部機能の確保</b> <b>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災4）</b> 第2項 主要対策項目				<b>第3部 発災後対策</b> <b>第1章 災害対策本部機能の確保</b> <b>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災4）</b> 第2項 主要対策項目			
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害情報の収集・伝達	総括部隊 (総括班、情報班)	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・災害関連情報全般 (市町、防災関係機関)	災害情報の収集・伝達	総括部隊 (総括班、情報班)	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・災害関連情報全般 (市町、防災関係機関)
被害情報等の収集	総括部隊 (総括班、情報班、 <b>救助班</b> 、派遣班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (市町、防災関係機関)	被害情報等の収集	総括部隊 (総括班、情報班、 <b>対策班</b> 、派遣班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (市町、防災関係機関)
被害情報等の関係機関への情報提供等	総括部隊 (情報班、広聴広報班)	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (市町、防災関係機関)	被害情報等の関係機関への情報提供等	総括部隊 (情報班、広聴広報班)	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (市町、防災関係機関)
県民への広報・広聴	総括部隊 (総務班、広聴広報班)	【随時】	・災害関連情報全般 (市町、防災関係機関)	県民への広報・広聴	総括部隊 (総務班、広聴広報班)	【随時】	・災害関連情報全般 (市町、防災関係機関)

旧	新
<p>第3部 発災後対策                      第1章 災害対策本部機能の確保                      第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災4）                      第3項 対策                      ■計画関係者共通事項等</p>	<p>第3部 発災後対策                      第1章 災害対策本部機能の確保                      第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災4）                      第3項 対策                      ■計画関係者共通事項等</p>
<p>津波警報等伝達系統図</p> <p>この図は、旧版の津波警報伝達システムを示しています。気象庁（大阪管区気象台、名古屋地方気象台、津地方気象台）からの警報事項の通知機関（海上保安庁、NHK、NTT西日本またはNTT東日本、警察庁、消防庁、三重県（防災対策部）、鳥羽海上保安部）を通じて、第四管区海上保安本部、漁業無線局（漁協運営）、海上保安部、三重県警察本部、警察署、各消防本部、各地域防災総合事務所、報道機関へと伝達され、関係船舶、市町、住民・官公署等に届く仕組みです。</p>	<p>津波警報等伝達系統図</p> <p>この図は、新版の津波警報伝達システムを示しています。旧版と同様の伝達経路がありますが、情報収集の主体が変更されています。市町、防災関係機関等からの情報収集と提供において、<u>各部隊（各局等）が所管する施設や関係団体等に関する被害情報を収集し、総括部隊（総括班）に報告する。</u>という点が新設されています。</p>
<p>&lt; 中略 &gt;                      ■県が実施する対策                      2 津波警報発表時等の緊急の情報伝達等（総括部隊&lt; <u>総括班</u>、広聴広報班、総務班&gt;）                      &lt; 中略 &gt;                      3 被害情報等の収集（総括部隊&lt; 情報班 &gt;）                      (1) 市町、防災関係機関等からの情報収集と提供                      県災対本部各部隊は、防災関係機関等及び地方部を通じて市町等から被害情報等を収集する。</p>	<p>&lt; 中略 &gt;                      ■県が実施する対策                      2 津波警報発表時等の緊急の情報伝達等（総括部隊&lt; <u>情報班</u>、広聴広報班、総務班&gt;）                      &lt; 中略 &gt;                      3 被害情報等の収集（総括部隊&lt; 情報班 &gt;、<u>各部隊</u>）                      (1) 市町、防災関係機関等からの情報収集と提供                      県災対本部各部隊は、防災関係機関等及び地方部を通じて市町等から被害情報等を収集するとともに、<u>各部隊（各局等）が所管する施設や関係団体等に関する被害情報を収集し、総括部隊（総括班）に報告する。</u></p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧				新			
【防災関係機関等から収集する情報の内容】				【防災関係機関等から収集する情報の内容】			
情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段	情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段
1. 被害・復旧の状況				1. 被害・復旧の状況			
① 人的被害・家屋状況・火災状況	総括部隊（情報班、 <b>救助班</b> ）	市町（※）、警察 自衛隊、海上保安庁等	防災情報システム 防災行政無線 電話	① 人的被害・家屋状況・火災状況	総括部隊（情報班、 <b>対策班</b> ）	市町（※）、警察 自衛隊、海上保安庁等	防災情報システム 防災行政無線 電話
② 道路状況・交通状況				② <b>安否不明者及び行方不明者の氏名等</b>	<b>総括部隊（情報班）</b>	<b>市町（※）</b>	<b>電子申請・届出システム</b>
市町管理道路	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム <b>防災行政無線</b>	③ 道路状況・交通状況			
県管理道路	社会基盤対策部隊（公共土木対策班）	地方部（建設事務所）	災害管理システム 道路情報管理システム 電話	市町管理道路	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム 防災行政無線 電話
国管理道路	<b>総括部隊（情報班）</b>	国土交通省管理事務所	電話	県管理道路	社会基盤対策部隊（公共土木対策班）	地方部（建設事務所）	道路情報管理システム 電話
高速道路	総括部隊（情報班）	中日本高速道路株式会社	電話	国管理道路	<b>社会基盤対策部隊（公共土木対策班）</b>	国土交通省管理事務所	電話
公共交通機関	総括部隊（情報班）	公共交通事業者	電話	高速道路	総括部隊（情報班）	中日本高速道路株式会社	電話
③ 堤防・護岸・漁港・港湾施設の状況				公共交通機関	総括部隊（情報班）	公共交通事業者	電話
市町管理施設	社会基盤対策部隊（公共土木対策班） （農林水産対策班）	市町（※）	<b>電話</b>	④ 堤防・護岸・漁港・港湾施設の状況			
県管理施設	社会基盤対策部隊（公共土木対策班） （農林水産対策班）	地方部（建設事務所、 農林水産事務所）	<b>災害管理システム</b> 電話	市町管理施設	<b>総括部隊（情報班）</b>	市町（※）	<b>防災情報システム</b>
国管理施設	社会基盤対策部隊（公共土木対策班） 総括部隊（情報班）	国土交通省管理事務所 中部地方整備局、近畿地方整備局	電話	県管理施設	社会基盤対策部隊（公共土木対策班） （農林水産対策班）	地方部（建設事務所、 農林水産事務所）	電話
四日市港	総括部隊（情報班）	四日市港管理組合	防災情報システム 電話	国管理施設	社会基盤対策部隊（公共土木対策班）	国土交通省管理事務所 中部地方整備局、近畿地方整備局	電話
				四日市港	総括部隊（情報班）	四日市港管理組合	防災情報システム 電話
<p>&lt;中略&gt;</p> <p>(2) ヘリコプターの活用による情報収集（総括部隊&lt;総括班、<b>救助班</b>&gt;、警察部隊）</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(3) JAXAの人工衛星の活用による情報収集（総括部隊&lt;<b>総括班</b>&gt;）</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(4) ドローンの活用による情報収集（総括部隊&lt;<b>総括班</b>&gt;）</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(5) 参集途上職員による情報収集（総括部隊&lt;<b>総括班</b>&gt;）</p> <p>参集途上の職員は、周囲の被害状況を把握し、参集後、班長又は所属長に対し報告する。 各班長及び所属長は、職員の報告内容を総括部隊（<b>総括班</b>）に報告する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>				<p>&lt;中略&gt;</p> <p>(2) ヘリコプターの活用による情報収集（総括部隊&lt;総括班、<b>対策班</b>&gt;、警察部隊）</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(3) JAXAの人工衛星の活用による情報収集（総括部隊&lt;<b>情報班</b>&gt;）</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(4) ドローンの活用による情報収集（総括部隊&lt;<b>対策班</b>&gt;）</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(5) 参集途上職員による情報収集（総括部隊&lt;<b>情報班</b>&gt;）</p> <p>参集途上の職員は、周囲の被害状況を把握し、参集後、班長又は所属長に対し報告する。 各班長及び所属長は、職員の報告内容を総括部隊（<b>情報班</b>）に報告する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>			

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>(6) 緊急派遣チームによる市町支援（総括部隊＜派遣班＞）                      ＜中略＞                      (7) 地方部派遣チームによる情報収集等（地方部＜総括班＞）                      ＜中略＞                      (8) 通信ボランティアの活用による情報収集（総括部隊＜総務班＞）                      ＜中略＞</p> <p>4 被害情報の分析                      収集した災害情報は、速やかに各部隊及び地方部との共有を図る。</p> <p>＜中略＞                      ■市町が実施する対策                      2 被害情報等の収集と報告                      (1) 被害情報等の収集                      消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に避難行動要支援者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況の収集に努める。                      (2) 被害情報等の報告                      地域内に災害が発生した場合は、防災情報システム、防災行政無線を通じて県災対本部にその状況等を報告するが、県災対本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する（「＜県が実施する対策＞ 4 被害情報等の関係機関への情報提供等 (3) 消防庁への報告」を参照）。  <u>(3) 緊急派遣チーム等との連携</u></p> <p>3 住民への広報・広聴                      以下に掲げる住民に必要な情報については、防災行政無線等を用いて情報提供するほか、安否 情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなどの確かな情報提供に努める。</p> <p>＜中略＞  <u>(1) 住民対応窓口の設置</u>                      住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。</p>	<p>(6) 緊急派遣チームによる市町支援（総括部隊＜派遣班＞）                      ＜中略＞                      (7) 地方部派遣チームによる情報収集等（地方部＜総括班＞）                      ＜中略＞                      (8) 通信ボランティアの活用による情報収集（総括部隊＜総務班＞）                      ＜中略＞  <u>(9) 安否不明者及び行方不明者の氏名等公表による安否情報収集（総括部隊）</u>  <u>救助活動の効率化・円滑化のための必要性が認められる場合は、市町から収集した安否不明者及び行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報の収集を行う。</u></p> <p>4 被害情報の分析                      収集した災害情報は、速やかに各部隊及び地方部との共有を図る。</p> <p>＜中略＞                      ■市町が実施する対策                      2 被害情報等の収集と報告                      (1) 被害情報等の収集                      消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に避難行動要支援者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況の収集に努める。                      (2) 被害情報等の報告                      地域内に災害が発生した場合は、防災情報システム、防災行政無線を通じて県災対本部にその状況等を報告するが、県災対本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する（「＜県が実施する対策＞ 4 被害情報等の関係機関への情報提供等 (3) 消防庁への報告」を参照）。  <u>(3) 安否不明者及び行方不明者の安否情報収集</u>  <u>要救助者の迅速な把握のため、安否不明者及び行方不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。</u>  <u>(4) 緊急派遣チーム等との連携</u>                      県災対本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。</p> <p>3 住民への広報・広聴  <u>(1) 住民への情報提供</u>                      以下に掲げる住民に必要な情報については、防災行政無線等を用いて情報提供するほか、安否 情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなどの確かな情報提供に努める。</p> <p>＜中略＞  <u>(2) 住民対応窓口の設置</u>                      住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3部 発災後対策  第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等  第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災8）  第3項 対策  ■県が実施する対策  4 交通規制の実施（緊急交通路の指定）（警察部隊）  (7) 緊急通行車両等の確認並びに緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付  緊急交通路を通行できる車両は、緊急車両及び応急災害対策に従事する者又は災害  応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（緊急  通行車両等）とする。  緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付は、警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、  各警察署、災害時に設置される交通検問所、<u>三重県防災対策部</u>、<u>三重県地域防災総合事務  所</u>または<u>地域活性化局</u>において以下のとおり行う。</p> <p>&lt;中略&gt;  ■その他の防災関係機関が実施する対策  &lt;その他道路管理者の対策&gt;  1 道路パトロールと緊急時の措置  「&lt;県が実施する対策&gt; 2 道路パトロールと緊急時の措置」に準じる。</p> <p>2 緊急輸送道路等の確保  「&lt;県が実施する対策&gt; 3 緊急輸送道路等の確保」に準じる。</p>	<p>第3部 発災後対策  第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等  第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災8）  第3項 対策  ■県が実施する対策  4 交通規制の実施（緊急交通路の指定）（警察部隊）  (7) 緊急通行車両等の確認並びに緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付  緊急交通路を通行できる車両は、緊急車両及び応急災害対策に従事する者又は災害  応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（緊急  通行車両等）とする。  緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付は、警察本部交通規制課、高速道路交  通警察隊、各警察署、災害時に設置される交通検問所、<u>県災对本部</u>または<u>地方法部</u>にお  いて以下のとおり行う。</p> <p>&lt;中略&gt;  ■その他の防災関係機関が実施する対策  &lt;その他道路管理者の対策&gt;  1 道路パトロールと緊急時の措置  「&lt;県が実施する対策&gt; 2 道路パトロールと緊急時の措置」に準じる。</p> <p>2 緊急輸送道路等の確保  「&lt;県が実施する対策&gt; 3 緊急輸送道路等の確保」に準じる。</p> <p><u>3 交通マネジメント</u>  <u>応急復旧時に、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留める  ことを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント及び交通需要マネ  ジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、国、県、警察、交通関係機関等で構成  される「三重県災害時交通マネジメント検討会」を組織し、交通マネジメント施策の協  議、調整を行う。</u>  <u>構成員は相互に協力し、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとも  に、連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。</u>  <u>※交通システムマネジメント</u>  <u>道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施す  ることにより、円滑な交通を維持する取組</u>  <u>※交通需要マネジメント</u>  <u>自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、  発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通  の混雑を緩和していく取組</u></p>



旧		新																																									
<p>第3部 発災後対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等 第4節 公共施設等の復旧・保全（発災11） 第3項 対策 ■県が実施する対策 10 土砂災害警戒区域等にかかる応急対策活動（社会基盤対策部隊&lt;公共土木対策班&gt;、総括部隊&lt;総括班、情報班、広聴広報班&gt;） &lt;中略&gt; 11 要配慮者関連施設にかかる土砂災害対策活動（社会基盤対策部隊&lt;公共土木対策班&gt;、総括部隊&lt;総括班、情報班、広聴広報班&gt;）</p>		<p>第3部 発災後対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等 第4節 公共施設等の復旧・保全（発災11） 第3項 対策 ■県が実施する対策 10 土砂災害警戒区域等にかかる応急対策活動（社会基盤対策部隊&lt;公共土木対策班&gt;、総括部隊&lt;対策班、情報班、広聴広報班&gt;） &lt;中略&gt; 11 要配慮者関連施設にかかる土砂災害対策活動（社会基盤対策部隊&lt;公共土木対策班&gt;、総括部隊&lt;対策班、情報班、広聴広報班&gt;）</p>																																									
<p>第3部 発災後対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等 第5節 ヘリコプターの活用（発災12） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害情報の収集</td> <td>総括部隊 (救助班)</td> <td>【発災1時間以内】 発災後速やかに</td> <td>・各市町の被災状況 (総括部隊 (情報班))</td> </tr> <tr> <td>ヘリコプターの 応援要請</td> <td>総括部隊 (救助班)</td> <td>【発災1時間以内】 保有ヘリコプターが 活動できない場合又は 不足する場合速やかに</td> <td>・各市町の被災状況 (総括部隊 (情報班)) ・ヘリコプターの運航状況 (ヘリコプター保有機関)</td> </tr> <tr> <td>活動拠点の確保</td> <td>総括部隊 (総括班、救助班)</td> <td>【発災6時間以内】 ヘリコプターによる 活動を実施することが 決まり次第</td> <td>・飛行場外離着陸場の被災 状況 (市町、各消防本 部、各施設管理者)</td> </tr> <tr> <td>各活動の実施</td> <td>総括部隊 (救助班)</td> <td>【発災6時間以内】 被災状況とりまと め、ヘリポート確保 後速やかに</td> <td>・救出救助要請 (各救助機関、市町) ・人員搬送要請 (各部隊) ・物資搬送要請 (各部隊)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。</p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 1 被害情報の収集（総括部隊&lt;救助班&gt;） &lt;中略&gt; 2 ヘリコプターの応援要請（総括部隊&lt;救助班&gt;） &lt;中略&gt; 3 活動拠点の確保（総括部隊 (総括班・救助班)）</p>		対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	被害情報の収集	総括部隊 (救助班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・各市町の被災状況 (総括部隊 (情報班))	ヘリコプターの 応援要請	総括部隊 (救助班)	【発災1時間以内】 保有ヘリコプターが 活動できない場合又は 不足する場合速やかに	・各市町の被災状況 (総括部隊 (情報班)) ・ヘリコプターの運航状況 (ヘリコプター保有機関)	活動拠点の確保	総括部隊 (総括班、救助班)	【発災6時間以内】 ヘリコプターによる 活動を実施することが 決まり次第	・飛行場外離着陸場の被災 状況 (市町、各消防本 部、各施設管理者)	各活動の実施	総括部隊 (救助班)	【発災6時間以内】 被災状況とりまと め、ヘリポート確保 後速やかに	・救出救助要請 (各救助機関、市町) ・人員搬送要請 (各部隊) ・物資搬送要請 (各部隊)	<p>第3部 発災後対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等 第5節 ヘリコプターの活用（発災12） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害情報の収集</td> <td>総括部隊 (対策班)</td> <td>【発災1時間以内】 発災後速やかに</td> <td>・各市町の被災状況 (総括部隊 (情報班))</td> </tr> <tr> <td>ヘリコプターの 応援要請</td> <td>総括部隊 (対策班)</td> <td>【発災1時間以内】 保有ヘリコプターが 活動できない場合又は 不足する場合速やかに</td> <td>・各市町の被災状況 (総括部隊 (情報班)) ・ヘリコプターの運航状況 (ヘリコプター保有機関)</td> </tr> <tr> <td>活動拠点の確保</td> <td>総括部隊 (対策班)</td> <td>【発災6時間以内】 ヘリコプターによる 活動を実施すること が決まり次第</td> <td>・飛行場外離着陸場の被災 状況 (市町、各消防本 部、各施設管理者)</td> </tr> <tr> <td>各活動の実施</td> <td>総括部隊 (対策班)</td> <td>【発災6時間以内】 被災状況とりまと め、ヘリポート確保 後速やかに</td> <td>・救出救助要請 (各救助機関、市町) ・人員搬送要請 (各部隊) ・物資搬送要請 (各部隊)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。</p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 1 被害情報の収集（総括部隊&lt;対策班&gt;） &lt;中略&gt; 2 ヘリコプターの応援要請（総括部隊&lt;対策班&gt;） &lt;中略&gt; 3 活動拠点の確保（総括部隊&lt;対策班&gt;）</p>		対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	被害情報の収集	総括部隊 (対策班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・各市町の被災状況 (総括部隊 (情報班))	ヘリコプターの 応援要請	総括部隊 (対策班)	【発災1時間以内】 保有ヘリコプターが 活動できない場合又は 不足する場合速やかに	・各市町の被災状況 (総括部隊 (情報班)) ・ヘリコプターの運航状況 (ヘリコプター保有機関)	活動拠点の確保	総括部隊 (対策班)	【発災6時間以内】 ヘリコプターによる 活動を実施すること が決まり次第	・飛行場外離着陸場の被災 状況 (市町、各消防本 部、各施設管理者)	各活動の実施	総括部隊 (対策班)	【発災6時間以内】 被災状況とりまと め、ヘリポート確保 後速やかに	・救出救助要請 (各救助機関、市町) ・人員搬送要請 (各部隊) ・物資搬送要請 (各部隊)
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																								
被害情報の収集	総括部隊 (救助班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・各市町の被災状況 (総括部隊 (情報班))																																								
ヘリコプターの 応援要請	総括部隊 (救助班)	【発災1時間以内】 保有ヘリコプターが 活動できない場合又は 不足する場合速やかに	・各市町の被災状況 (総括部隊 (情報班)) ・ヘリコプターの運航状況 (ヘリコプター保有機関)																																								
活動拠点の確保	総括部隊 (総括班、救助班)	【発災6時間以内】 ヘリコプターによる 活動を実施することが 決まり次第	・飛行場外離着陸場の被災 状況 (市町、各消防本 部、各施設管理者)																																								
各活動の実施	総括部隊 (救助班)	【発災6時間以内】 被災状況とりまと め、ヘリポート確保 後速やかに	・救出救助要請 (各救助機関、市町) ・人員搬送要請 (各部隊) ・物資搬送要請 (各部隊)																																								
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																								
被害情報の収集	総括部隊 (対策班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・各市町の被災状況 (総括部隊 (情報班))																																								
ヘリコプターの 応援要請	総括部隊 (対策班)	【発災1時間以内】 保有ヘリコプターが 活動できない場合又は 不足する場合速やかに	・各市町の被災状況 (総括部隊 (情報班)) ・ヘリコプターの運航状況 (ヘリコプター保有機関)																																								
活動拠点の確保	総括部隊 (対策班)	【発災6時間以内】 ヘリコプターによる 活動を実施すること が決まり次第	・飛行場外離着陸場の被災 状況 (市町、各消防本 部、各施設管理者)																																								
各活動の実施	総括部隊 (対策班)	【発災6時間以内】 被災状況とりまと め、ヘリポート確保 後速やかに	・救出救助要請 (各救助機関、市町) ・人員搬送要請 (各部隊) ・物資搬送要請 (各部隊)																																								

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>県は、ヘリコプターを活用することとなった場合、応援要請を行った各機関のヘリコプターの受入体制を整えるとともに、ヘリコプターの活動拠点を確保することとする。（推進計画）</p> <p>(1) ヘリベース（HB） 航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮を実施し、航空部隊の進出・集結拠点となるヘリベースを確保する。ヘリベースは、原則、津市伊勢湾ヘリポートとするが、被災状況に照らし、三重県営鈴鹿スポーツガーデンを代替ヘリベースとして設定する。 ヘリベースには航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮者をおく。</p> <p>(2) フォワードベース（FB） 被災地近傍の場外離着陸場等で、離着陸、給油、人員の乗降、装備・物資等の積み降ろし可能な拠点を確保する。フォワードベースの運用にあたり、必要がある場合は、航空隊員（応援航空隊員を含む。）を派遣する。</p> <p>(3) 航空機用救助活動拠点 ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用が想定される拠点を確保する。</p> <p>(4) ランディングポイント（LP） 上記(1)(2)(3)以外で、災害救助活動のための離着陸を行う地点を確保する。</p> <p>(5) 航空燃料の確保 航空部隊の燃料補給基地は、原則として、津市伊勢湾ヘリポートとし、ヘリベース指揮者が燃料補給に関する協力を要請する。ヘリベースを伊勢湾ヘリポート以外に設置した場合及び フォワードベースを設置した場合は、総括部隊<del>救助班</del>とヘリベース指揮者が協議のうえ、航空燃料を確保する。</p> <p>4 各活動の実施（総括部隊 <u>救助班</u>）</p>	<p>県は、ヘリコプターを活用することとなった場合、応援要請を行った各機関のヘリコプターの受入体制を整えるとともに、ヘリコプターの活動拠点を確保することとする。（推進計画）</p> <p>(1) ヘリベース（HB） 航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮を実施し、航空部隊の進出・集結拠点となるヘリベースを確保する。ヘリベースは、原則、津市伊勢湾ヘリポートとするが、被災状況に照らし、三重県営鈴鹿スポーツガーデンを代替ヘリベースとして設定する。 ヘリベースには航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮者をおく。</p> <p>(2) フォワードベース（FB） 被災地近傍の場外離着陸場等で、離着陸、給油、人員の乗降、装備・物資等の積み降ろし可能な拠点を確保する。フォワードベースの運用にあたり、必要がある場合は、航空隊員（応援航空隊員を含む。）を派遣する。</p> <p>(3) 航空機用救助活動拠点 ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用が想定される拠点を確保する。</p> <p>(4) ランディングポイント（LP） 上記(1)(2)(3)以外で、災害救助活動のための離着陸を行う地点を確保する。</p> <p>(5) 航空燃料の確保 航空部隊の燃料補給基地は、原則として、津市伊勢湾ヘリポートとし、ヘリベース指揮者が燃料補給に関する協力を要請する。ヘリベースを伊勢湾ヘリポート以外に設置した場合及び フォワードベースを設置した場合は、総括部隊<del>救助班</del><u>対策班</u>とヘリベース指揮者が協議のうえ、航空燃料を確保する。</p> <p>4 各活動の実施（総括部隊 <u>&lt;対策班&gt;</u>）</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧				新			
<b>第3部 発災後対策</b> <b>第3章 救助救急及び医療・救護活動</b> <b>第1節 救助・救急及び消防活動（発災13）</b> 第2項 主要対策項目				<b>第3部 発災後対策</b> <b>第3章 救助救急及び医療・救護活動</b> <b>第1節 救助・救急及び消防活動（発災13）</b> 第2項 主要対策項目			
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各救助機関への部隊派遣要請	警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 総括部隊(総括班)	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)	各救助機関への部隊派遣要請	警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 総括部隊(総括班)	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)
救助・救急及び消防活動の調整	総括部隊(救助班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)	救助・救急及び消防活動の調整	総括部隊(対策班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)
活動拠点等の確保	総括部隊(総括班)(救助班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災12時間以内】 県外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、各施設管理者)	活動拠点等の確保	総括部隊(対策班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災12時間以内】 県外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、各施設管理者)
資機材の調達等	総括部隊(総括班)(救助班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班)	【発災12時間以内】 県外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)	資機材の調達等	総括部隊(対策班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班)	【発災12時間以内】 県外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)
惨事ストレス対策	総括部隊(総務班) 警察部隊	【発災72時間以内】	・救助・救急活動を実施した職員の業務従事内容、健康状態	惨事ストレス対策	総括部隊(総務班) 警察部隊	【発災72時間以内】	・救助・救急活動を実施した職員の業務従事内容、健康状態
<中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 救助・救急及び消防活動の調整等(総括部隊<救助班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部) <中略> 3 活動拠点等の確保(総括部隊<総括班、救助班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部) <中略> 4 資機材の調達等(総括部隊<総括班、救助班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊<水道・工業用水道班>)				<中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 救助・救急及び消防活動の調整等(総括部隊<対策班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部) <中略> 3 活動拠点等の確保(総括部隊<対策班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部) <中略> 4 資機材の調達等(総括部隊<対策班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊<水道・工業用水道班>)			

旧				新			
<b>第3部 発災後対策</b> <b>第3章 救助救急及び医療・救護活動</b> <b>第2節 医療・救護活動（発災14）</b> <b>第2項 主要対策項目</b>				<b>第3部 発災後対策</b> <b>第3章 救助救急及び医療・救護活動</b> <b>第2節 医療・救護活動（発災14）</b> <b>第2項 主要対策項目</b>			
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
医療情報の収集・共有	総括部隊(総括班) 保健医療部隊 (情報収集・分析班)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	医療機関、医師会、保健所等、市町、	医療情報の収集・共有	保健医療部隊 (情報収集・分析班)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	医療機関、医師会、保健所等、市町、
医療・救護活動	総括部隊(救助班) 保健医療部隊 (医療活動支援班)	【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	医療機関、医師会、保健所等、市町、	医療・救護活動	総括部隊(対策班) 保健医療部隊 (医療活動支援班)	【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	医療機関、医師会、保健所等、市町、
医薬品等の確保	保健医療部隊 (医療活動支援班)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	被害状況及び供給体制 (医薬品等備蓄所)	医薬品等の確保	保健医療部隊 (医療活動支援班)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	被害状況及び供給体制 (医薬品等備蓄所)
医療施設の応急復旧	保健医療部隊 (医療活動支援班)	【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	医療施設の被災情報(市町・医療機関)	医療施設の応急復旧	保健医療部隊 (医療活動支援班)	【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	医療施設の被災情報(市町・医療機関)
保健医療調整本部の機能の強化	保健医療部隊 (情報収集・分析班)	【発災後3時間以内】 DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点	保健所	保健医療福祉調整本部の機能の強化	保健医療部隊 (情報収集・分析班)	【発災後3時間以内】 DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点	保健所
※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。				※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。			
<b>第3項 対策</b> <b>■県が実施する対策</b> <b>1 医療情報の収集・共有</b> (1) 医療情報の収集・共有(保健医療部隊<情報収集・分析班>) 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用し、医療機関の被災状況や負傷者等の収容状況等を把握し、医療救護活動に対する迅速で的確な医療情報の収集を行うが、通信手段が途絶して医療機関の被災状況が把握できない場合は、現地確認を行う。 また、保健所等による現地確認と、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・警察・消防・自衛隊等が自らの活動において収集した情報等の共有により把握した医療機関の被災状況については、その情報を関係機関の間で共有する。 収集した情報をもとに、災害医療コーディネーター、統括DMAT、DPAT統括者の助言を得て、DMAT・DPATや医療救護班の派遣要請を検討する。 なお、保健医療活動チームの派遣調整、情報連携等は、県災対本部保健医療部隊が兼ねる県保健医療調整本部において総合調整を行う。				<b>第3項 対策</b> <b>■県が実施する対策</b> <b>1 医療情報の収集・共有</b> (1) 医療情報の収集・共有(保健医療部隊<情報収集・分析班>) 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用し、医療機関の被災状況や負傷者等の収容状況等を把握し、医療救護活動に対する迅速で的確な医療情報の収集を行うが、通信手段が途絶して医療機関の被災状況が把握できない場合は、現地確認を行う。 また、保健所等による現地確認と、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・警察・消防・自衛隊等が自らの活動において収集した情報等の共有により把握した医療機関の被災状況については、その情報を関係機関の間で共有する。 収集した情報をもとに、災害医療コーディネーター、統括DMAT、DPAT統括者の助言を得て、DMAT・DPATや医療救護班の派遣要請を検討する。 なお、保健医療活動チームの派遣調整、情報連携等は、県災対本部保健医療部隊が兼ねる県保健医療福祉調整本部において総合調整を行う。			
(2) SCUの状況確認(総括部隊<総括班>、保健医療部隊<情報収集・分析班>) 広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)候補地の使用の可否を把握し、使用できない場合は、代替候補地の状況を把握する。				(2) SCUの状況確認(保健医療部隊<情報収集・分析班>) 広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)候補地の使用の可否を把握し、使用できない場合は、代替候補地の状況を把握する。			

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>2 医療・救護活動</p> <p>(1) DMA T派遣（保健医療部隊&lt;医療活動支援班&gt;）</p> <p>ウ DMA Tの活動調整</p> <p>県災対本部保健医療部隊（県保健医療調整本部）に設置したDMA T調整本部において、統括DMA T等がDMA Tの活動調整を行う。</p> <p>また、ドクターヘリ調整部を設置し、<b>救助班</b>にリエゾンを派遣し調整を行う。</p> <p>(2) 医療救護班の派遣及び配置調整（保健医療部隊&lt;医療活動支援班&gt;）</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>オ その他</p> <p>医療救護班の配置調整については、災害医療コーディネーター等の支援、助言を得て行うことができる。また、県内における医療救護班の連絡体制については、県保健医療調整本部で調整する。</p> <p>(3) 患者搬送及び収容の調整（総括部隊&lt;<b>救助班</b>&gt;、保健医療部隊&lt;医療活動支援班&gt;）</p> <p>被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等を、災害拠点病院等へ搬送し、医療を実施できるように調整する。</p> <p>救急車等による搬送が困難な場合は、総括部隊と調整のうえ、搬送手段の確保に努める。</p> <p>(4) S C Uの設置及び運営（総括部隊&lt;<b>救助班</b>&gt;、保健医療部隊&lt;医療活動支援班&gt; &lt;地方部保健所（保健所一部福祉事務所）&gt;）</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(6) 船舶の利用（総括部隊&lt;<b>救助班</b>&gt;）</p> <p>大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合は、県は、知事又は市町長の要請に基づき、海上自衛隊及び第四管区海上保安本部に対し、所有船舶の供用を要請する。</p> <p>(7) 精神保健支援・D P A Tの派遣（保健医療部隊&lt;医療活動支援班&gt;）</p> <p>精神保健支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療調整本部）に設置するD P A T調整本部を中核とし、保健所が市町等と連携し、必要な箇所では被災者の救護活動を行うとともに、必要に応じ精神科医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等からなる災害派遣精神医療チーム（D P A T）を被災地へ派遣する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(9) 小児・周産期リエゾンの要請</p> <p>小児・周産期支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療調整本部）に招聘する小児・周産期リエゾンを中心に、小児・周産期にかかる学会、県内団体等のネットワークを活用し、小児・周産期に特有の支援を要する被災者に対して適切な支援を行うこととする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>5 保健医療調整本部の機能の強化（保健医療部隊&lt;情報収集・分析班&gt;）</p>	<p>2 医療・救護活動</p> <p>(1) DMA T派遣（保健医療部隊&lt;医療活動支援班&gt;）</p> <p>ウ DMA Tの活動調整</p> <p>県災対本部保健医療部隊（県保健医療<b>福祉</b>調整本部）に設置したDMA T調整本部において、統括DMA T等がDMA Tの活動調整を行う。</p> <p>また、ドクターヘリ調整部を設置し、<b>対策班</b>にリエゾンを派遣し調整を行う。</p> <p>(2) 医療救護班の派遣及び配置調整（保健医療部隊&lt;医療活動支援班&gt;）</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>オ その他</p> <p>医療救護班の配置調整については、災害医療コーディネーター等の支援、助言を得て行うことができる。また、県内における医療救護班の連絡体制については、県保健医療<b>福祉</b>調整本部で調整する。</p> <p>(3) 患者搬送及び収容の調整（総括部隊&lt;<b>対策班</b>&gt;、保健医療部隊&lt;医療活動支援班&gt;）</p> <p>被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等を、災害拠点病院等へ搬送し、医療を実施できるように調整する。</p> <p>救急車等による搬送が困難な場合は、総括部隊と調整のうえ、搬送手段の確保に努める。</p> <p>(4) S C Uの設置及び運営（総括部隊&lt;<b>対策班</b>&gt;、保健医療部隊&lt;医療活動支援班&gt; &lt;地方部保健所（保健所一部福祉事務所）&gt;）</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(6) 船舶の利用（総括部隊&lt;<b>対策班</b>&gt;）</p> <p>大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合は、県は、知事又は市町長の要請に基づき、海上自衛隊及び第四管区海上保安本部に対し、所有船舶の供用を要請する。</p> <p>(7) 精神保健支援・D P A Tの派遣（保健医療部隊&lt;医療活動支援班&gt;）</p> <p>精神保健支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療<b>福祉</b>調整本部）に設置するD P A T調整本部を中核とし、保健所が市町等と連携し、必要な箇所では被災者の救護活動を行うとともに、必要に応じ精神科医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等からなる災害派遣精神医療チーム（D P A T）を被災地へ派遣する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(9) 小児・周産期リエゾンの要請</p> <p>小児・周産期支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療<b>福祉</b>調整本部）に招聘する小児・周産期リエゾンを中心に、小児・周産期にかかる学会、県内団体等のネットワークを活用し、小児・周産期に特有の支援を要する被災者に対して適切な支援を行うこととする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>5 保健医療<b>福祉</b>調整本部の機能の強化（保健医療部隊&lt;情報収集・分析班&gt;）</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧				新			
<b>第3部 発災後対策</b> <b>第4章 避難及び被災者支援等の活動</b> <b>第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営（発災15）</b> 第2項 主要対策項目				<b>第3部 発災後対策</b> <b>第4章 避難及び被災者支援等の活動</b> <b>第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営（発災15）</b> 第2項 主要対策項目			
対策(活動)項目	担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	対策(活動)項目	担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難の指示等	総括部隊(総括班、 <u>総務班</u> 、広聴広報班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班) 警察部隊	【発災直後】 市町の避難指示等発表後速やかに	・避難指示等(市町)	避難の指示等	総括部隊(総括班、広聴広報班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班) 警察部隊	【発災直後】 市町の避難指示等発表後速やかに	・避難指示等(市町)
被災者の大規模避難対策	総括部隊( <u>救助班</u> 、 <u>総括班</u> )	【発災3時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報(市町)	被災者の大規模避難対策	総括部隊( <u>対策班</u> )	【発災3時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報(市町)
避難所の開設及び運営支援	総括部隊( <u>総括班</u> 、情報班、 <u>救助班</u> ) 施設管理者 救援物資部隊(物資活動班) 被災者支援部隊(避難者支援班、応急住宅班)	【発災6時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難所の支援要請情報(市町)	避難所の開設及び運営支援	総括部隊(情報班、 <u>対策班</u> ) 施設管理者 救援物資部隊(物資活動班) 被災者支援部隊(避難者支援班、応急住宅班)	【発災6時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難所の支援要請情報(市町)
<b>第3部 発災後対策</b> <b>第4章 避難及び被災者支援等の活動</b> <b>第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営（発災15）</b> 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 避難の指示等 (4) 放送事業者を活用した避難指示等の広報（総括部隊< <u>総括班</u> >） 市町長の避難指示等の発令を受け、放送事業者にその広報を依頼する。 (5) SNS ( <u>Twitter (ツイッター)・LINE (ライン)</u> ) を活用した避難指示等の広報（総括部隊< <u>総括班</u> 、 <u>総務班</u> 、広聴広報班>） SNS ( <u>Twitter (ツイッター)・LINE (ライン)</u> ) で避難に関する情報を伝達する。				<b>第3部 発災後対策</b> <b>第4章 避難及び被災者支援等の活動</b> <b>第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営（発災15）</b> 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 避難の指示等 (4) 放送事業者を活用した避難指示等の広報（総括部隊< <u>広聴広報班</u> >） 市町長の避難指示等の発令を受け、放送事業者にその広報を依頼する。 (5) SNS <u>等</u> を活用した避難指示等の広報（総括部隊<広聴広報班>） SNS <u>等</u> で避難に関する情報を伝達する。 <中略>			

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>(7) 津波警報発表時等における緊急の避難情報の伝達(総括部隊&lt;総括班&gt;、警察部隊) 市町長から津波警報等に基づく避難指示(緊急)が出され、沿岸部の住民に緊急に避難を促す必要がある際には、広報車、ヘリコプター(県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター)による広報等、市町が実施する避難情報の伝達等に対し、協力を努める。</p> <p>2 県内市町への広域避難の受入協議(総括部隊&lt;総括班&gt;)</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3 他の都道府県の市町村への広域避難の受入協議(総括部隊&lt;総括班&gt;)</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>4 避難者の大規模移送支援(総括部隊&lt;救助班&gt;)</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>5 避難所の解説及び運営支援</p> <p>(6) 船舶の避難所利用(総括部隊&lt;総括班、救助班&gt;)</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>5 避難所の開設及び運営</p> <p>(4) 避難所の運営及び管理</p> <p>② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いなど多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>⑩ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。</p>	<p>(7) 津波警報発表時等における緊急の避難情報の伝達(総括部隊&lt;対策班&gt;、警察部隊) 市町長から津波警報等に基づく避難指示が出され、沿岸部の住民に緊急に避難を促す必要がある際には、広報車、ヘリコプター(県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター)による広報等、市町が実施する避難情報の伝達等に対し、協力を努める。</p> <p>2 県内市町への広域避難の受入協議(総括部隊&lt;対策班&gt;)</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3 他の都道府県の市町村への広域避難の受入協議(総括部隊&lt;対策班&gt;)</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>4 避難者の大規模移送支援(総括部隊&lt;対策班&gt;)</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>5 避難所の開設及び運営支援</p> <p>(6) 船舶の避難所利用(総括部隊&lt;対策班&gt;)</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>5 避難所の開設及び運営</p> <p>(4) 避難所の運営及び管理</p> <p>② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いや性の多様性などの視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>⑩ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。</p> <p>⑪ 外国人住民向けに避難所において多言語表記または「やさしい日本語」の活用を努める。</p>
<p><b>第3部 発災後対策</b></p> <p><b>第4章 避難及び被災者支援等の活動</b></p> <p><b>第4節 ボランティア活動の支援(発災18)</b></p> <p>第1項 活動方針</p> <p>○みえ災害ボランティア支援センターを中核としたボランティア支援活動を展開する。</p> <p>○災害発生時に、行政、社会福祉協議会、災害支援団体(災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等)等が連携して、速やかに県内外からのボランティアの受入体制を確立する。</p> <p>○被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なNPO・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。</p> <p>○災害規模や被災状況に応じて、三重県広域受援計画に基づくボランティア支援活動を展開する。</p> <p>○感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重版災害ボランティア受援ガイドライン」に基づき、県内外からのボランティアを円滑かつ効果的に受け入れる。</p>	<p><b>第3部 発災後対策</b></p> <p><b>第4章 避難及び被災者支援等の活動</b></p> <p><b>第4節 ボランティア活動の支援(発災18)</b></p> <p>第1項 活動方針</p> <p>○みえ災害ボランティア支援センターを中核としたボランティア支援活動を展開する。</p> <p>○災害発生時に、行政、社会福祉協議会、災害支援団体(災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等)等が連携して、速やかに県内外からのボランティアの受入体制を確立する。</p> <p>○被災者の多様なニーズに対応するため、様々な専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が連携して支援活動を行う。</p> <p>○災害規模や被災状況に応じて、三重県広域受援計画に基づくボランティア支援活動を展開する。</p> <p>○感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重版災害ボランティア受援ガイドライン」に基づき、県内外からのボランティアを円滑かつ効果的に受け入れる。</p>

旧	新																																
<p><b>第3部 発災後対策</b>  <b>第4章 避難及び被災者支援等の活動</b>  <b>第4節 ボランティア活動の支援（発災18）</b>                      第3項 対策                      ■その他の防災関係機関が実施する対策                      1 ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等）                      (2) 三重県社会福祉協議会                      ③ 必要に応じて、被災市町の<b>市町</b>社会福祉協議会に職員を派遣し、災害ボランティアセンターの設置や運営を支援する。またこのための調整事務を行う。</p>	<p><b>第3部 発災後対策</b>  <b>第4章 避難及び被災者支援等の活動</b>  <b>第4節 ボランティア活動の支援（発災18）</b>                      第3項 対策                      ■その他の防災関係機関が実施する対策                      1 ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等）                      (2) 三重県社会福祉協議会                      ③ 必要に応じて、被災市町の社会福祉協議会に職員を派遣し、災害ボランティアセンターの設置や運営を支援する。また、<u>こ</u>このための調整事務を行う。</p>																																
<p><b>第3部 発災後対策</b>  <b>第4章 避難及び被災者支援等の活動</b>  <b>第7節 遺体の取扱い（発災21）</b>                      第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検視場所・遺体安置所の設置場所の調整</td> <td>総括部隊(総括班) 警察部隊</td> <td>【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)</td> </tr> <tr> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡し</td> <td>保健医療部隊(情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊</td> <td>【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに</td> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)</td> </tr> <tr> <td>遺体保存用資材等の支援</td> <td>保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊</td> <td>【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき</td> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;中略&gt;                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      1 検視場所・遺体安置所の設置場所の調整（総括部隊&lt;総括班&gt;、警察部隊）                      総括部隊は、被災状況に応じ、市町が検視場所・遺体安置所を開設するにあたり、設置場所に関する必要な調整を図るとともに、警察部隊と連携しながら、発見された遺体の収容先等や遺体の発見状況に応じた検視場所・遺体安置所の統合などの調整を図る。                      2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し（保健医療部隊&lt;情報収集・分析班、医療活動支援班&gt;、警察部隊）                      遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。                      遺体の検案については、警察部隊が被災市町及び警察等と連携をとりながら、(公社)三重県医師会、三重大学<b>法医学講座</b>等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、(公社)三重県歯科医師会等に要請する。                      &lt;中略&gt;</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	検視場所・遺体安置所の設置場所の調整	総括部隊(総括班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)	遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊(情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)	遺体保存用資材等の支援	保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)	<p><b>第3部 発災後対策</b>  <b>第4章 避難及び被災者支援等の活動</b>  <b>第7節 遺体の取扱い（発災21）</b>                      第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検視場所・遺体安置所の設置場所の調整</td> <td>総括部隊(対策班) 警察部隊</td> <td>【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)</td> </tr> <tr> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡し</td> <td>保健医療部隊(情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊</td> <td>【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに</td> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)</td> </tr> <tr> <td>遺体保存用資材等の支援</td> <td>保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊</td> <td>【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき</td> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;中略&gt;                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      1 検視場所・遺体安置所の設置場所の調整（総括部隊&lt;対策班&gt;、警察部隊）                      総括部隊は、被災状況に応じ、市町が検視場所・遺体安置所を開設するにあたり、設置場所に関する必要な調整を図るとともに、警察部隊と連携しながら、発見された遺体の収容先等や遺体の発見状況に応じた検視場所・遺体安置所の統合などの調整を図る。                      2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し（保健医療部隊&lt;情報収集・分析班、医療活動支援班&gt;、警察部隊）                      遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。                      遺体の検案については、警察部隊が被災市町及び警察等と連携をとりながら、(公社)三重県医師会、三重大学<b>大学院医学系研究科法医学分科</b>等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、(公社)三重県歯科医師会等に要請する。                      &lt;中略&gt;</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	検視場所・遺体安置所の設置場所の調整	総括部隊(対策班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)	遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊(情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)	遺体保存用資材等の支援	保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																														
検視場所・遺体安置所の設置場所の調整	総括部隊(総括班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)																														
遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊(情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)																														
遺体保存用資材等の支援	保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)																														
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																														
検視場所・遺体安置所の設置場所の調整	総括部隊(対策班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)																														
遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊(情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)																														
遺体保存用資材等の支援	保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)																														





三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧				新			
<b>第3部 発災後対策</b> <b>第5章 救援物資等の供給</b> <b>第1節 緊急輸送手段の確保（発災22）</b> 第2項 主要対策項目				<b>第3部 発災後対策</b> <b>第5章 救援物資等の供給</b> <b>第1節 緊急輸送手段の確保（発災22）</b> 第2項 主要対策項目			
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県有車両の確保	総括部隊 (総括班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに使用可能 公用車の把握を行う	・管財課、地域防災総合 事務所等	県有車両の確保	総括部隊 (総務班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに使用可能 公用車の把握を行う	・管財課、地域防災総合 事務所等
輸送ルートの情報 収集・伝達	社会基盤対策 部隊(公共土木 対策班) 総括部隊(総括 班)	【発災1時間以内】	・公共土木施設の被害情 報等(各施設の管理者等) ・その他輸送上の拠点とな る施設の被害情報	輸送ルートの情報 収集・伝達	社会基盤対策 部隊(公共土木 対策班) 総括部隊(情報 班)	【発災1時間以内】	・公共土木施設の被害情 報等(各施設の管理者等) ・その他輸送上の拠点とな る施設の被害情報
輸送手段の確保	総括部隊(総括 班)	【発災24時間以内】 緊急の必要があると認める 場合、速やかに	・国(輸送手段の要請) ・各協定締結団体	輸送手段の確保	総括部隊(対策 班) 救援物資部隊 (物資活動班)	【発災24時間以内】 緊急の必要があると認める 場合、速やかに	・国(輸送手段の要請) ・各協定締結団体
<中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 輸送ルートの情報収集・伝達（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>、総括部隊<総括班>） <中略> 3 輸送手段の確保（総括部隊<総括班>）				<中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 輸送ルートの情報収集・伝達（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>、総括部隊<情報班>） <中略> 3 輸送手段の確保（総括部隊<対策班>、救援物資部隊<物資活動班>）			
<b>第3部 発災後対策</b> <b>第5章 救援物資等の供給</b> <b>第2節 救援物資等の供給（発災23）</b> 第2項 主要対策項目				<b>第3部 発災後対策</b> <b>第5章 救援物資等の供給</b> <b>第2節 救援物資等の供給（発災23）</b> 第2項 主要対策項目			
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
物資要請情報の収 集・整理・調整	救援物資部隊 (物資支援班)	【発災12時間以内】	・市町からの物資要請 (地方部、市町)	物資要請情報の収 集・整理・調整	救援物資部隊 (物資支援班)	【発災12時間以内】	・市町からの物資要請 (地方部、市町)
支援物資の受入	救援物資部隊 (物資支援班)	【発災24時間以内】 物資提供の申し出があり次 第	・広域物資提供情報(他府 県、国) ・物資拠点状況(地方部、 市町)	支援物資の受入	救援物資部隊 (物資支援班)	【発災24時間以内】 物資提供の申し出があり次 第	・広域物資提供情報(他府 県、国) ・物資拠点状況(地方部、 市町)
物資等の調達	救援物資部隊 (物資支援班、 物資活動班)	【発災24時間以内】 市町で避難所開設後、速や かに	・物資確保状況(国、協定 締結団体等) ・物資調達要請状況(地方 部、市町)	物資等の調達	救援物資部隊 (物資支援班、 物資活動班)	【発災24時間以内】 市町で避難所開設後、速や かに	・物資確保状況(国、協定 締結団体等) ・物資調達要請状況(地方 部、市町)
物資等の供給	救援物資部隊 (物資活動班)	【発災72時間以内】 市町から供給要請があった 時点	・物資拠点状況(地方部、 市町) ・物資配送状況(国、協定 締結団体等)	物資等の供給	救援物資部隊 (物資活動班)	【発災72時間以内】 市町から供給要請があった 時点	・物資拠点状況(地方部、 市町) ・物資配送状況(国、協定 締結団体等)

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

燃料の確保 総括部隊 (総括班)	【発災72時間以内】 燃料確保が困難になるおそ れが認められた時点	・各部隊 ・三重県石油商業組合 ・三重県LPガス協会	燃料の確保 総括部隊 (対策班)	【発災72時間以内】 燃料確保が困難になるおそ れが認められた時点	・各部隊 ・三重県石油商業組合 ・三重県LPガス協会		
<中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 5 燃料の確保（総括部隊<総括班>） 災害応急対策活動を実施する各部隊及び関係機関は、災害時における燃料の確保に努め る。 <u>しかし</u> 、燃料不足となり、通常の燃料供給体制による燃料確保が困難となった場合、総 括部隊（ <u>総括班</u> ）を通じて燃料の供給について要請を行う。			<中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 5 燃料の確保（総括部隊<対策班>） 災害応急対策活動を実施する各部隊及び関係機関は、災害時における燃料の確保に努め る。 <u>なお</u> 、燃料不足となり、通常の燃料供給体制による燃料確保が困難となった場合 <u>は</u> 、総 括部隊（ <u>対策班</u> ）を通じて燃料の供給について要請を行う。				
第3部 発災後対策 第5章 救援物資等の供給 第3節 給水活動（発災24） 第2項 主要対策項目			第3部 発災後対策 第5章 救援物資等の供給 第3節 給水活動（発災24） 第2項 主要対策項目				
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
飲料水の確保	被災者支援部 隊(水道応援 班) 社会基盤対策 部隊(水道・工 業用水道班)	【発災1時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市町)	飲料水の確保	被災者支援部 隊(水道応援 班) 社会基盤対策 部隊(水道・工 業用水道班)	【発災1時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市町)
応急給水活動の 調整	<u>総括部隊(情報                  班)</u> <u>保健医療部隊                  (医療活動支援                  班)</u> 被災者支援部 隊(水道応援 班)	【発災6時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市町)	応急給水活動の 調整	被災者支援部 隊(水道応援 班)	【発災6時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市町)
応急給水活動の 実施	総括部隊(総括 班) 被災者支援部 隊(水道応援 班)	【発災24時間以内】 応急給水活動の必要性が見 込まれる時点	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市町)	応急給水活動の 実施	総括部隊(総括 班) 被災者支援部 隊(水道応援 班)	【発災24時間以内】 応急給水活動の必要性が見 込まれる時点	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市町)

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新																
<p>第3部 発災後対策 第5章 救援物資等の供給 第3節 給水活動（発災24） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 県による応急給水活動の実施（被災者支援部隊&lt;水道応援班&gt;）</p>	<p>第3部 発災後対策 第5章 救援物資等の供給 第3節 給水活動（発災24） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 県による応急給水活動の実施（被災者支援部隊&lt;水道応援班&gt;、<b>総括部隊&lt;総括班&gt;</b>）</p>																
<p>第3部 発災後対策 第6章 特定災害対策 第2節 危険物施設等の保全（発災26） 第2項 主要対策項目（危険物施設、高圧ガス施設・火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設にかかる対策）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生防止の緊急措置、災害応急対策</td> <td>総括部隊(<b>総括</b>班) 保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊</td> <td>【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物施設・火薬類施設・放射線物質施設の被害情報 (可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等) 【市町、防災関係機関】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。</p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 1 危険物施設（総括部隊&lt;<b>総括</b>班&gt;） &lt;中略&gt; 2 高圧ガス施設・火薬類施設 (1) 災害発生防止の緊急措置 ア 高圧ガス施設（総括部隊&lt;<b>総括</b>班&gt;） &lt;中略&gt; イ 火薬類施設（総括部隊&lt;<b>総括</b>班&gt;、警察部隊）</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	災害発生防止の緊急措置、災害応急対策	総括部隊( <b>総括</b> 班) 保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物施設・火薬類施設・放射線物質施設の被害情報 (可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等) 【市町、防災関係機関】	<p>第3部 発災後対策 第6章 特定災害対策 第2節 危険物施設等の保全（発災26） 第2項 主要対策項目（危険物施設、高圧ガス施設・火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設にかかる対策）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生防止の緊急措置、災害応急対策</td> <td>総括部隊(<b>対策</b>班) 保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊</td> <td>【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物施設・火薬類施設・放射線物質施設の被害情報 (可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等) 【市町、防災関係機関】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。</p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 1 危険物施設（総括部隊&lt;<b>対策</b>班&gt;） &lt;中略&gt; 2 高圧ガス施設・火薬類施設 (1) 災害発生防止の緊急措置 ア 高圧ガス施設（総括部隊&lt;<b>対策</b>班&gt;） &lt;中略&gt; イ 火薬類施設（総括部隊&lt;<b>対策</b>班&gt;、警察部隊）</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	災害発生防止の緊急措置、災害応急対策	総括部隊( <b>対策</b> 班) 保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物施設・火薬類施設・放射線物質施設の被害情報 (可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等) 【市町、防災関係機関】
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
災害発生防止の緊急措置、災害応急対策	総括部隊( <b>総括</b> 班) 保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物施設・火薬類施設・放射線物質施設の被害情報 (可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等) 【市町、防災関係機関】														
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
災害発生防止の緊急措置、災害応急対策	総括部隊( <b>対策</b> 班) 保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物施設・火薬類施設・放射線物質施設の被害情報 (可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等) 【市町、防災関係機関】														

旧	新
<p><b>第3部 発災後対策</b>  <b>第7章 復旧に向けた対策</b>  <b>第3節 文教等対策（発災2.9）</b>            第3項 対策            ■県が実施する対策            5 授業料の減免等の判断（被災者支援部隊＜教育対策班＞）            三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱（平成14年教育委員会告示第4号）により、授業料の支弁が困難な者に減免の措置を講ずる。            また、<u>私立高等学校授業料減免補助金取扱要領（平成22年生文第01-1号）により、授業料の支弁が困難な者に減免の措置を講ずる。</u>            災害に伴い市町民税が非課税又は減免となった場合及び災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の緊急採用の措置を講ずる。</p> <p>&lt;中略&gt;            7 文化財・歴史的文化的資料の保護            (2) 応急対応            文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、市町教育委員会等は被災者支援部隊＜教育対策班＞の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な<u>指示</u>・助言を行う。</p>	<p><b>第3部 発災後対策</b>  <b>第7章 復旧に向けた対策</b>  <b>第3節 文教等対策（発災2.9）</b>            第3項 対策            ■県が実施する対策            5 授業料の減免等の判断（被災者支援部隊＜教育対策班＞）            三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱（平成14年教育委員会告示第4号）により、授業料の支弁が困難な者に減免の措置を講ずる。            また、<u>保護者等が被災により従前得ていた収入を得ることができなくなり要件を満たした場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）により高等学校等就学支援金を支給する。</u>            災害に伴い市町民税が非課税又は減免となった場合及び災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の緊急採用の措置を講ずる。</p> <p>&lt;中略&gt;            7 文化財・歴史的文化的資料の保護            (2) 応急対応            文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、市町教育委員会等は被災者支援部隊＜教育対策班＞の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な<u>指導</u>・助言を行う。</p>
<p><b>第4部 復旧・復興対策</b>  <b>第1章 復旧・復興対策</b>  <b>第2節 被災者の生活再建に向けた支援（復興2）</b>            第2項 対策            ■県と市町が連携して実施する対策            2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策            (1) 生活資金等の貸付（各資金所管部）            ウ 生活福祉資金            ① 実施主体：県社会福祉協議会            ② <u>受給者：アの災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者</u>            ③ <u>貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付</u>            ④ <u>貸付資金の種類</u>            a <u>総合支援費</u>            ・生活支援資金 ・住宅入居費 ・一時生活再建費            b <u>福祉資金</u>            ・療養費 ・介護等費 ・福祉費 ・福祉費（住宅） ・福祉用具購入費 等            c <u>教育支援資金</u>            ・教育支援費 ・就学支度費            d <u>不動産担保型生活資金</u>            ・不動産担保型生活資金</p>	<p><b>第4部 復旧・復興対策</b>  <b>第1章 復旧・復興対策</b>  <b>第2節 被災者の生活再建に向けた支援（復興2）</b>            第2項 対策            ■県と市町が連携して実施する対策            2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策            (1) 生活資金等の貸付（各資金所管部）            ウ 生活福祉資金            ① 実施主体：県社会福祉協議会            ② <u>貸付対象者：居住する地域、所得等の貸付要件を満たす方</u>            ③ <u>貸付資金の種類</u>            a <u>緊急小口資金（災害時特例）</u>            b <u>生活福祉資金（本則貸付）</u></p>